

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百三十三条の二）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第百五十四条―第百五十四条の五）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第六章の二 CVAリスク</p> <p>第一節 算出方式（第百四十六条の二）</p> <p>第二節 標準的リスク測定方式（第百四十六条の三）</p> <p>第三節 簡便的リスク測定方式（第百四十六条の四）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款～第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第百五十四条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>（新設）</p>

第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百四十六条の五―第二百四十六条の八）

第七章 オペレーショナル・リスク（第二百四十七条―第二百六十四条）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 （略）

七の二 中央清算機関 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三 適格中央清算機関 組合が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を組合に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

（新設）

第七章 オペレーショナル・リスク（第二百四十七条―第二百六十四条）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 （略）

（新設）

（新設）

ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額(次条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。)又はTier1資本(国際統一基準のうち単体Tier1比率又は連結Tier1比率における分子たる自己資本をいう。)の額に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

九〇十六の二 (略)

十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ・ハ (略)

一八〇三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。)に対するエクスポージャー(ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。)をいう。

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

九〇十六の二 (略)

十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ・ハ (略)

一八〇三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。)に対するエクスポージャーをいう。

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

へ〜チ (略)

リ 信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

へ〜チ (略)

リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

ニ〜ヘ（略）

三十七の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

(1) 規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第五条第三項及び第十三条第四項において同じ。）であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

(2) (1)に掲げる者の子法人等（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号。以下「信用事業命令」という。）第十条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー

ニ〜ヘ（略）

（新設）

ロ 非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しな  
いと認められる者を除く。）をいう。）

(1) 規制金融機関

(2) 大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十七の四 直接清算参加者 トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十七の五 間接清算参加者 直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十七の六 清算基金 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

三十八・三十九 (略)

四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しな

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三十八・三十九 (略)

四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しな

いものであつて、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額及び農業信用基金協会から保証事業の全部を譲り受け、農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第五十九条第一項又は第二項の規定に基づく契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等」という。)を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一〜五十二 (略)

五十三 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、内部格付手法採用組合に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等(信用事業命令第十条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

いものであつて、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額及び農業信用基金協会から保証事業の全部を譲り受け、農業信用保証保険法第五十九条第一項又は第二項の規定に基づく契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等」という。)を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一〜五十二 (略)

五十三 適格債権担保 次の要件を全て満たす債権であつて、内部格付手法採用組合に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。)又は関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十四～五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用組合又は当該内部格付手法採用組合の連結子法人等(組合の子法人等であつて、連結自己資本比率(第十条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九～七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。))及び債権買取契約を含む。)であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を執行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

ニ～ト (略)

五十四～五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用組合又は当該内部格付手法採用組合の連結子法人等(組合の子法人等(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号。第十四条第一項第二号において「信用事業命令」という。))第十条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。)が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九～七十二 (略)

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。))及び債権買取契約を含む。)であつて、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 信用供与を執行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。

ニ～ト (略)



七十四～七十七 (略)

七十八 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA(派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。)が変動するリスクをいう。

七十九 国際統一基準 海外拠点(外国に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社(総株主、総社員又は総出資者の議決権(以下「総株主等の議決権」という。)の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。)であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。)を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

(単体自己資本比率の計算方法)

第二条 法第十一条の二第一項第一号に規定する基準(以下この章において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額十オペレーショナル・リス

七十四～七十七 (略)

(新設)

(新設)

(算式)

第二条 法第十一条の二第一項第一号に規定する基準(次条において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (基本的項目十補完的項目－控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額十オペレーショナル・リス

ク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(自己資本の額)

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員の資本の額（再評価積立金を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第二百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の額及び相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。第九条第四項から第六項まで、第十二条第一項第三号イ及び第十八条第四項から第六項までにおいて同じ。）の額の合計額（当該合計額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業

ク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(基本的項目)

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員の資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一 営業権に相当する額

二 企業結合により計上される無形固定資産（前号に該当するものを除く。第七条第二項において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第七条第二項において同じ。）

法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十四条に規定する期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 | 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 | 次に掲げる額の合計額

イ | 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) | 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2) | 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ | 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ | 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ | 負債の時価評価（組合の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

三 | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

四 | 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十四条に定める期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 | 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するものをいう（第七条第二項において同じ。）。

- 
- へ 前払年金費用の額
- 二 自己保有普通出資等の額
  - 三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額
  - 四 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額
  - 五 特定項目に係る十パーセント基準超過額
  - 六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額
- 3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
- 一 残余財産の分配について、組合の組合員又は会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後の内容を有するものであること。
  - 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
  - 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
  - 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
  - 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限
-

- 度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
- 九 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に關し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
- 十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員資本又は会員資本として計上されるものであること。
- 十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- 十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
- 十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議

又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。  
二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率（第十二条第四項第四号において「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

- 
- イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ行政庁の確認を受けるものとなっていること。
  - ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。
  - ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
    - (1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。
    - (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。
  - 六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
  - 七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
    - イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
    - ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
  - ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
-

二 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。

八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。

九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

（調整項目の額の算出方法）

第五条 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、組合

（補完的項目）

第五条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げる



が当該組合の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）をいい、処分未済持分（農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第九十八条第二項第七号に規定する処分未済持分をいう。第十三条第二項において同じ。）又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等（農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号。以下「令」という。）第一条の十一第三項に規定する法人等をいう。以下同じ。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第七条第二項第六号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。

2 前項に定める額を算出する場合において、組合が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、組合が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以

ものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金及び第三号に掲げる相互援助積立金については、その合計額を第二条の算式の分母（内部格付手法採用組合にあっては、第二百二十六条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第二百二十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資（残存期間が五年以内になったもの）にあっては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第二百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十三条において同じ。）

ロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業

下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第十条に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する組合にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち単体自己資本比率（国際統一基準の単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するもの（以下この項において「その他資本調達手段」という。）のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。）を含む。）、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（国際統一基準の単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第七条第二項第六号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該組合の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（組合又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次の各号に掲げる対象資本調達手段を除く。）の額とする。

- 法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額
- 三 相互援助積立金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合等に係る相互援助取決めに基づく積立金をいう。第十三条第一項第三号において同じ。）
- 四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの
- イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
- ハ 事業を継続しながら当該組合内の損失の補てんに充当されるものであること。
- ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- 五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。第七条第二項において同じ。）
- 六 期限付優先出資
- 2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限内償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

- 一 組合が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段
- 二 農業協同組合が保有している農業協同組合連合会の対象資本調達手段

- 4 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等（組合がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第七項において同じ。）の対象普通出資等（対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの（みなし普通出資を含む。）をいう。以下この条及び第七条第二項第六号において同じ。）を組合が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通出資等（次の各号に掲げる対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。
- 一 組合が保有している農林中央金庫の対象普通出資等
  - 二 農業協同組合が保有している農業協同組合連合会の対象普通出資等
- 5 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該償還等を行った後において当該組合が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。
- 二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

- 3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日とその償還期日とみなす。

一 其他金融機関等（組合がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（前項各号に掲げる対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を組合が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

6 | 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（其他金融機関等の対象普通出資等、モーゲ

ージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た額を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

7 | 第四項に定める額並びに第五項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、組合が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジ

シヨンを相殺することができる。

8 | 第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 | その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなつた資本調達手段

二 | 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十三条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

9 | 第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号に掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 | 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

10 第五項第三号及び第六項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

11 第三項及び第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

## 第六条 削除

### (控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 他の金融機関の自己資本比率向上のため、意図的に当該他の金融機関の持分その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（農水産業協同組合貯金保険法第六十六条第一項に規定する適格性の認定等に係る同法第六十

一条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済農水産業協同組合である農業協同組合の資本調達手段（救済農水産業協同組合が農業協同組合である場合において、農業協同組合連合会が保有することとなった当該農業協同組合の資本調達手段を除く。）及び出資を受けた農林中央金庫又は農業協同組合連合会が出資者たる農業協同組合連合会又は農業協同組合から受け入れた出資、劣後特約付借入金又は永久劣後特約付借入金を除く。以下この条及び第十四条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。）の額

二 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第一百五十三条第二項第二号の規定により控除されることとなる額

三 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

四 第四百四十一条第一項第二号に定める PDLGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

五 第二百二十三条（第百一条及び第百十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 | 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している組合の



第七條 第二條の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第七條 第二條の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は

(信用リスク・アセットの額の合計額)

<p>自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。</p>	<p>他の金融機関の資本調達手段</p> <p>自己資本比率の算出の際の額</p>
<p>一 前条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>前条第一項第一号から第四号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>
<p>二 前条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの</p>	<p>次に掲げるものの合計額</p> <p>イ 前条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p> <p>ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額</p>

、標準的手法採用組合にあつては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法採用組合にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあつては、その他資産（第五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に對して計上されているものに限る。）

二 債務保証見返勘定

三 期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証

四 派生商品取引に係る資産

五 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

六 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

八 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

、標準的手法採用組合にあつては第十九条に定めるものを、内部格付手法採用組合にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 組合は、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあつては、その他資産に對して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3| 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一| 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二| 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三| 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

3| 組合は、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない<sup>91</sup>

一| 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二| 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えないなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条の算式の分母に加えないなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条の算式の分母に加えないなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用組合にあっては標準的

第九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えないならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えないなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えないならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法

法をいい、先進的内部格付手法採用組合にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。）につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。）につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。）を控除した額をいう。

（連結自己資本比率の計算方法）

第十条 法第十一条の二第一項第二号に規定する基準（以下この章に

（基礎的内部格付手法採用組合にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用組合にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（算式）

第十条 法第十一条の二第一項第二号に規定する基準（次条において

において「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額)

信用リスク・アセットの額の合計額十オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第十一条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準じて作成することとする。ただし、組合が法第十一条の四十五第一項に規定する会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社(第十三条第六項において「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

(自己資本の額)

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員

「連結自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額 (基本的項目十補完的項目－控除項目)

信用リスク・アセットの額の合計額十オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第十一条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。)に準じて作成することとする。ただし、組合が法第十一条の四十五第一項に規定する会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる会社を子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。)としている場合における当該子会社(第十四条第一項において「金融子会社」という。)については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

(基本的項目)

第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本(非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額及び次条第一項第六号に掲げるものを除く。)、そ

資本の額（再評価積立金を含み、外部流出予定額を除く。）

二 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

三 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額（当該合計額が第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 第十条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であつて持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第十五条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結財務諸表規則第二十八条第五

の他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。））、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一 営業権に相当する額

二 連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限る。）

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（前二号に該当するものを除く。第十六条第二項において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十六条第二項において同じ。）

四 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。第十六条第二項において同じ。）

五 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

六 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十八

<p>項の規定によりおのれんを含めて表示される差額に相当するものをいう。)をいう。第十六条第二項第五号において同じ。)</p> <p>(を含む。)の額</p> <p>(2) 無形固定資産(おのれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額</p> <p>繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額</p>	<p>2) 前項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう(第十六条第二項において同じ。)</p>
<p>ハ 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額</p>	
<p>ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額</p>	
<p>ホ 負債の時価評価(組合又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。)により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額</p>	
<p>ヘ 前払年金費用の額</p>	
<p>二 自己保有普通出資等の額</p>	
<p>三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額</p>	
<p>四 少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額</p>	
<p>五 特定項目に係る十パーセント基準超過額</p> <p>六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額</p>	
<p>3) 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>一 残余財産の分配について、組合の組合員又は会員が法に基づい</p>	



- 一 払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。
- 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
- 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
- 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員資本又は会員資本として計上されるものであること。

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は

経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四| 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五| 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ| 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実についで、あらかじめ行政庁の確認を受けるものとなっていること。

ロ| 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ| その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)| 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)| 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

- 
- 六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
- 七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
- ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
- 八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。
- 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- 十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。
- 十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接
-

又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。))の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額(第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等(信用事業命令第十條第二項に規定する親法人等をいう。第六十八條第二項において同じ。))である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る

(補完的項目)

第十三条 第十条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金及び第三号に掲げる相互援助積立金については、その合計額を第十条の算式(分母(内部格付手法採用組合にあつては、第二百二十六條第二号に掲げる額及びオペレーション・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額)の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第二百二十六條第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務、期限付優先出資及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一

場合にあつては、零とする。)をいう。以下この項において同じ。  
(のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合(特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額以下の額とする。)

一 当該特定連結子法人等の第二条の算式の分母の額に相当する額に四パーセントを乗じて得た額

二 第二条の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額(当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。)に四パーセントを乗じて得た額

2 | 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、組合又は連結子法人等が当該組合又は連結子法人等の普通出資等(普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。))又は非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。)をいい、処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。)を保有している場合(法人等であつて、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者(以下この条において「連結範囲外の法人等」という。))に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該普通出資等(次項及び第十六条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。)の額と

年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金

ロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 相互援助積立金

四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの  
イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。  
ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。)

六 期限付優先出資及び期限付優先株

2 | 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に

する。

3 前項に定める額を算出する場合において、組合又は連結子法人等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、組合又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち連結自己資本比率（国際統一基準の連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するもの（以下この項において「その他資本調達手段」という。）のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。）を含む。））、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（国際統

掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのとときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該組合が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

一基準の連結自己資本比率を含む。)の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該組合又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合(組合若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次の各号に掲げる対象資本調達手段を除く。)の額とする。

一 組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段

二 農業協同組合又は連結子法人等が保有している農業協同組合連合会の対象資本調達手段

5 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等(組合及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第八項において同じ。)の対象普通出資等(対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの(みなし普通出資を含む。)をいう。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。)を組合又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に



相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通出資等（次の各号に掲げる対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫の対象普通出資等

二 農業協同組合又は連結子法人等が保有している農業協同組合連合会の対象普通出資等

6 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（前項各号に掲げる対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を組合又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得

た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 当該組合及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社(イに掲げる者を除く。)

ハ 当該組合が法第十一条の四十五第一項に規定する会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる会社(法第十一条の四十五第一項に規定する会社にあつては同項第二号に掲げる業務を営むもの限り、法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社にあつては金融関連業務(同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。)を営むものに限る。以下この号において「金融業務を営む会社」という。)を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(イ及びロに掲げる者を除く。)

ニ 当該組合が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等(第十五条において「金融業務を営む関連法人等」という。)(イに掲げる者を除く。)

二 | モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零

を下回る場合には、零とする。)

三 繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

7 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。))を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。次号及び第三号において同じ。))に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合

を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、組合又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する

繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

- 一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額
- 二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11| 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12| 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

(控除項目)

第十四条 削除

第十四条 第十条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額
- 二 組合又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額
- イ 金融子会社であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの
- ロ 当該組合が法第十一条の四十五第一項に規定する会社又は法第十一条の四十七第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる会社（法第十一条の四十五第一項に規定する会社にあつては同項第二号に掲げる業務を営むもの）に限り、法第十一条の四十七第一項第五号に掲げる会社にあつては金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）を営むものに限る。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するたぐ、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）
- ハ 当該組合が金融業務を営む会社を関連法人等（信用事業命令第十条第三項に規定する関連法人等をいう。）としている場合における当該関連法人等（次条において「金融業務を営む関連法人等」という。）
- 三 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第一百五十三条第二項第二号の規定により控除されることとなる額

<p>四 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額</p> <p>五 第四百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額</p> <p>六 第二百二十三条（第一条及び第一百十條第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p> <p>2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している組合の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。</p>	<p>他の金融機関の資本調達手段</p> <p>自己資本比率の算出の際の額</p>
<p>一 前条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの</p>	<p>前条第一項第一号から第四号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額</p>

(比例連結)

第十五条 金融業務を営む関連法人等について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第十二条第二項、第十三条第四項から第九項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第十条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している組合及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（

二 前条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの

次に掲げるものの合計額

イ 前条第一項第五号及び第六号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額

ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

(比例連結)

第十五条 金融業務を営む関連法人等について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号に係る部分に限る。）にかかわらず、第十条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している組合及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。）を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（



以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。)に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三 (略)

四 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする組合が当該組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するものがないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 第十条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額

会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。) (以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等の有する他の法人等の議決権が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合をいう。以下同じ。)に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

三 (略)

四 当該組合が当該組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 第十条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額

は、標準的手法採用組合にあつては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法採用組合にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

二 債務保証見返勘定

三 派生商品取引に係る資産

四 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六 第十二条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

七 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十三条第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかつた部分

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

は、標準的手法採用組合にあつては第十九条に定めるものを、内部格付手法採用組合にあつては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 組合は、営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、のれんに相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び第十四条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3 組合は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十条の算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額(第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。)を第十条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二 (略)

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十条の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。）につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合に

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところ

において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。）につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額（相互援助積立金の額に相当する額を除く。）を控除した額をいう。

（標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十九条 標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの

により控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額の合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十九条 標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三 第六章の三に定めるところにより算出した第二百四十六条の五各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

2 標準的手法採用組合が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百十三条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委

（第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー）

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委

員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(出資等のエクスポージャー)

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、令第一条の十第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、その他金融機関等(単体自己資本比率)

員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(出資等のエクスポージャー)

第四十七条 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第一条の十第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

(新設)

第二条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。)を算出する場合にあつては第五条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいい、連結自己資本比率(第十条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。)を算出する場合にあつては第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。)を除く。)に係る出資(令第一条の十第五項第三号に規定する出資をいう。)(次項及び第百五十四条の二において「対象出資」という。)のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額(単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額(以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十条の算式における自己資本の額(以下この条及び第百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。)に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第一項において同じ。)を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 | 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額(単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、連結自己資本



本比率を算出する場合にあつては第十条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する組合にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）の対象資本調達手段（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第三項に規定する対象資本調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第四項に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第百五十四条の三第一項において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 第二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融

（新設）

機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第四十七条の四 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目(第五条第六項第一号又は第十三条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第二百五十四条の四において同じ。)のうち第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

#### 第四十九条 (略)

2 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者

(新設)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

#### 第四十九条 (略)

2 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者

の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額（以下この注において「換算額」という。）の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

（与信相当額の算出）

第五十条 （略）

2・3 （略）

4 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

- 一 クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーに対する信用リスク削減手法として用いる場合

二 （略）

5 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を

の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額（以下この注において「換算額」という。）の四パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を四パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

（与信相当額の算出）

第五十条 （略）

2・3 （略）

4 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

- 一 クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャー（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対する信用リスク削減手法として用いる場合

二 （略）

（新設）

（新設）

勘案することができる。

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

2 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット(当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\Delta$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる $\Delta$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める $\Delta$ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta$ で加重平均した $\Delta$ を用いるものとする。

一(三)(略)

3 標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した $\Delta$ 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した $\Delta$ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 標準的手法採用組合は、 $\alpha$ (第二項第一号に規定するものを用いて以下同じ。)について、次に掲げる要件を満たしている場合には

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

2 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット(当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十三条の三第十一号及び第百三十三条第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\Delta$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる $\Delta$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める $\Delta$ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta$ で加重平均した $\Delta$ を用いるものとする。

一(三)(略)

3 標準的手法採用組合は、前項第一号に規定する $\alpha$ について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる

、独自に推計することができる。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

一  $\alpha$ が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を $\Delta P E$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 $\Delta P E$ は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 $\Delta P E$ の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta P E$ で加重平均した $\Delta P E$ を用いるものとする。

（算式略）

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 （略）

五  $\alpha$ が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

5 | 標準的手法採用組合は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この

。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

一  $\alpha$ が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を $\Delta P E$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 $\Delta P E$ は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 $\Delta P E$ の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta P E$ で加重平均した $\Delta P E$ を用いるものとする。

（算式略）

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 （略）

（新設）

4 | 標準的手法採用組合は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において

条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P P E$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta P P E$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P P E$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6 標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する $\Delta P P E$ とする方法を使用することができる。

一 ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の $\Delta P P E$ に当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンに $\Delta P P E$ 又は $\Delta P P E$ に掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ  $\text{アドオン} = E[\max(\Delta M M, 0)]$

$E[\ ]$ は、 $\Delta P P E$ 内の期待値

$\Delta M M$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメント

に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との

同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P P E$ に代えて、 $\Delta P P E$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P P E$ を計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる $\Delta P P E$ とする方法を使用することができる。

一 閾値(マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを加えた額  
(算式略)

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の $\Delta P P E$

$E P E$

取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保(コールされたもの及び係争中のものを除く。)による効果を反映した場合のネットイング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットイング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7 | 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットイング・セット  
ト 次のイからニまでに掲げるネットイング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネットイング・セット(ロ又はハに該当するものを除く。) 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日(自己資本比率の算出を行う日をいう。以下同じ。)を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット 二十営業日

(新設)

ニ イからハまでに掲げるネットテイング・セット以外のネットテイング・セット 十営業日

ニ Z日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイング・セット F+N-Z-T

Fは担保の残高に於り繰上されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットテイング・セットについて、担保額調整（エクスポートジャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットテイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用組合は、ネットテイング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間<sup>10</sup>に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方の PD と高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットテイング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間<sup>10</sup>に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの

（新設）

（新設）

（新設）



特性を勘案しなければならない。

11| 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

(新設)

12| 標準的手法採用組合は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができる。

(新設)

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第七十八条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットイング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる。

二 当該相対ネットイング契約が、当該相対ネットイング契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三 当該相対ネットイング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四 当該相対ネットイング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13| 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けト

(新設)

レード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

(承認の基準)

第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレステスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

(承認の基準)

第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストインダグ(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うこと)及びストレステスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を行うこと。

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスト  
イング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエク  
スポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出さ  
れる期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポ  
ージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期  
的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続  
を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取  
引相手方の PD と一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関  
を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう  
。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行う  
ための体制を整備していること。

### 三（略）

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独  
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後  
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変  
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に  
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ  
れが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見  
直されるための体制を整備していること。この場合において、当  
該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

（新設）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成し  
ていること。

### （新設）

### （新設）

### 三（略）

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独  
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後  
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変  
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に  
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ  
れが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証  
は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テストイングに加え、組合のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続(期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。)を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットイング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十 十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る

イ (略)

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、組合のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 十二 (略)

(新設)

係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(未決済取引)

第五十四条 (略)

2 標準的手法採用組合は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセ

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(新設)

(未決済取引)

第五十四条 (略)

2 標準的手法採用組合は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)を自己資本から控除する。

ントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 標準的手法採用組合は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2、4―3又は6―3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)

3 標準的手法採用組合は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2又は4―3以上であるもの

以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)

（が5―3又は7―3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上である短期の債券

五〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)

（が5―3以上である短期の債券

五〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

1-2、1-3、 信用リスク区分が	適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率		
			特定が発行体の場合(パーセント)	特定が発行体以外の場合(パーセント)	証券化エクスポート
			〇・五	一	二
1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1若しくは7-1の場合又は第六十四条第三号に該当する場合	残存期間	一年以下	一年超五年以下	五年超	
		〇・五	一	四	
		二	四	八	
1-2、1-3、 信用リスク区分が	適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率		
			特定が発行体の場合(パーセント)	特定が発行体以外の場合(パーセント)	証券化エクスポート
			〇・五	一	二
1-1、2-1、 4-1若しくは5-1の場合又は第六十四条第三号の条件を満たす場合	残存期間	一年以下	一年超	五年以下	
		〇・五	二	四	
		一	四	八	



信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	全ての期間	2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―2、 6―3、7―2若 しくは7―3の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	一年超五年以 下	三	六	十二
		五年超	六	十二	二十四	
		十五				
		一				

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際  
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ  
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう  
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方  
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の調整)  
第七十五条 (略)

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	すべての期間	2―2、4―2、 4―3、5―2若 しくは5―3の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	一年超 五年以下	三	六
		五年超	六	十二	
		十五			
		一			

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際  
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ  
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう  
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方  
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラティリティ調整率の調整)  
第七十五条 (略)

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整

」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日  
ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるい

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整

」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

（新設）

ずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用)

第七十八条 標準的手法採用組合は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができるとができること。

二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

二 (略)

3 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用)

第七十八条 標準的手法採用組合は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由(取引相手  
が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務  
その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。)が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができるとができること。

二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

254 (略)

5 標準的手法採用組合は、前項の規定にかかわらず、第七十五条第二項第一号二及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。)

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法採用組合が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用

第八十二条 (略)

254 (略)

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。)

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法採用組合が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用

組合は、当該水準に相当する額について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用組合が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用組合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

#### 第七節

間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャー

一の信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

組合は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用組合が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用組合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(新設)

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用)

第百二十条 内部格付手法採用組合は、全てのエクスポージャーにつ

(新設)

(内部格付手法の適用)

第百二十条 内部格付手法採用組合は、すべてのエクスポージャーに

いて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、株式等エクスポートジャーの直近一年間における平均残高が、自己資本の額に十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に

ついて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合

- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、株式等エクスポートジャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標

基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第二百二十三条 内部格付手法採用組合は、第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百一条第九項に定めるPDLGPD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十二条第六項に定めるEL<sub>Default</sub>にEAD

準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第二百二十三条 内部格付手法採用組合は、第二百二十七条第三項及び第五項に基づきスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十七条第三項及び第五項によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百一条第九項に定めるPDLGPD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十二条第六項に定めるEL<sub>Default</sub>にEADを乗



Dを乗じた額とする。

2 第百二十七条第四項において、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられたボラテイリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第百二十七条第六項において、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられたボラテイリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これ

じた額とする。

2 第百二十七条第三項において、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられたボラテイリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第百二十七条第五項において、スロツテイニング・クライテリアに割り当てられたボラテイリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出なければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに

に当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポートジャー、リテール向けエクスポートジャー、株式等エクスポートジャー及び証券化エクスポートジャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第四百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第四百四十一条第一項第二号に掲げる PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポートジャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額及び第五百五十四条の二から第五百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用組合が標準的手法を適用する部分につき、第十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の

当該クレジット・デリバティブの EAD を乗ずることにより、期待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポートジャー、リテール向けエクスポートジャー、株式等エクスポートジャー及び証券化エクスポートジャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第四百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 内部格付手法採用組合が標準的手法を適用する部分につき、第十九条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「標準的

合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

三| 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額をパーセントで除して得た額

四| 第六章の三に定めるところにより算出した第十九条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)  
第二百二十七条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

3 内部格付手法採用組合は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に

手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)  
第二百二十七条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

(新設)

3 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に

定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用組合が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

5| (略)

6| 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割

定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用組合が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

4| (略)

5| 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットイング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられる

り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7] 第一百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8] 第一百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第一百十条」とあるのは「第一百二十七条第七項において読み替えて準用する第一百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」

エクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

6] 第一百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

7] 第一百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「第一百十条」とあるのは「第一百二十七条第六項により読み替え後の第一百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあ

らない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することとする。」と読み替えるものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第二百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

るのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブのEADを限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することとする。」と読み替えるものとする。

（事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い）

第二百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合（基礎的内部格付手法採用組合の場合は、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。）は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四～九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百三十一条に定めるL

・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができ、

2～4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四～九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百三十一条に定めるL

GDP、第三百三十二条に定めるEAD及び第三百三十三条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはいできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K<sub>adj</sub>)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K<sub>0</sub>)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(G)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〜三 (略)

四 相関係数(R)は、第二百二十七条に定めるところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十二条 (略)

2〜5 (略)

6 内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用い

GDP、第三百三十二条に定めるEAD及び第三百三十三条に定めるマチュリティ(M) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブのMを用いるものとし、一年を下回ることはいできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率(K<sub>adj</sub>)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(K<sub>0</sub>)は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(R)及びマチュリティ調整(G)は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〜三 (略)

四 相関係数(R)は、第二百二十七条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定するところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十二条 (略)

2〜5 (略)

(新設)



ていないときには、前各項の規定により算出したEAD(当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることが出来る。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m/10)}$$

$T_m$ は、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 (略)

255 (略)

6 第三百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであつて、内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十一条 (略)

258 (略)

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百四十条 (略)

255 (略)

(新設)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第四百四十一条 (略)

258 (略)

9 第一項第二号に掲げる「PDL/GD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第四百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

9 第一項第二号に定める「PDL/GD方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスポージャーの額を控除することができる。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第四百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的内部格付手法採用組合の場合、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リス

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第五百五十三条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第二百二十七条又は第三百六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引

ク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的内部格付手法採用組合の場合、デフォルト・リスクについては、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPD)が割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第五百五十三条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をRADとし、取引の相手方の種類に応じ、第二百二十七条又は第三百六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(

の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該非同時決済取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない  
と認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、第三百三十一条第一項又は第三百三十九条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）を自己資本から控除する。

3 内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない  
と認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、第三百三十一条第一項又は第三百三十九条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十四条 (略)

2 第百二十七条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十四条の二 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。) に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)

第百五十四条の三 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当

(その他資産等の取扱い)

第百五十四条 (略)

2 第百二十七条、第百三十四条から第百三十六条まで、第百四十一条、第百四十二条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD) に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

(新設)

するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 第二百二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段の信用リスク・アセットの額は、当該対象資本調達手段に係るエクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第二百五十四条の四 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第二百五十四条の五 損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては

（新設）

（新設）

、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならぬ。

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる格付を第百二十七条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十四条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3 5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十八条 (略)

(特定貸付債権の取扱い)

第百六十二条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる格付を第百二十七条第三項及び第五項に定める区分に紐付けなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百六十四条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

3 5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百六十八条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用組合が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための追加的条件)

第二百十四条 内部格付手法を用いる組合については、内部格付手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していることを、当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(削る)

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用組合が当該事業体等の親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等という。）、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百十四条 内部格付手法を用いる組合については、第二条及び第十條の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

2

前項の場合においては、第五条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券（次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六二五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは「〇・六パーセント」と、第六条第二項中「前条第一項第一号から第四号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第四号までに掲げるもの及びその他有価証券（第一項第一号に規定



する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第七条第二項中「その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「前条第一項に定める控除項目の額」と、第九条第一項中「二十五・〇」とあるのは「十二・五」と、第十三条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券(次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六二五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは「〇・六パーセント」と、第十四条第二項中「前条第一項第一号から第四号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第四号までに掲げるもの及びその他有価証券(第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第十六条第二項中「その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー)

第二百二十三条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原

簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第十四条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「第十四条第一項に定める控除項目の額」と、第十八条第一項中「二十五・〇」とあるのは「十二・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と読み替えるものとする。

(証券化エクスポートジャーの控除項目)

第二百二十三条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポートジャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に

資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に組合による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十五条 標準的手法採用組合が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的の導管体を除く。」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に組合による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ (略)

三 (略)

3 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百二十五条 標準的手法採用組合が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。  
 イ オリジネーターのとき。

(略)	(略)	(略)
6-5	6-4	千二百五十
(略)		

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)	(略)
6-5		千二百五十
(略)		

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)	(略)
7-4		千二百五十
(略)		

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。  
 イ オリジネーターのとき。

(略)	(略)	(略)
6-5	6-4	自己資本控除
(略)		

ロ イ以外のとき。

(略)	(略)	(略)
6-5		自己資本控除
(略)		

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

(略)	(略)	(略)
7-4		自己資本控除
(略)		

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一～三 (略)

3～7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

一～三 (略)

3～7 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エク

エクスポージャーのものとする。」と、第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

254 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについては、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

ポージャーのものとする。」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

254 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについては、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8   12	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7   4	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8   12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7   4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）

第二百四十二条（略）

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

第六章の二 CVAリスク

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分（返金を要しないものに限る。）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等）

第二百四十二条（略）

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

（新設）



第一節 算出方式

(新設)

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 組合は、次節に定める標準的リスク測定方式を

用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 組合が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

- (1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合
- (2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

(新設)

三 資金清算機関等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

一 内部格付手法採用組合

二 先進的計測手法採用組合

三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項（第三百三十二条第五項又は第四百十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた組合

3 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてCVAリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ行政庁に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならぬ。

第二節 標準的リスク測定方式

（標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額）

第二百四十六条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額（〇とする。）とする。

（新設）

（新設）

【算式①を導く】

$h$  は、保有期間（ただし、 $h$  の値は一とする。）

$w_i$  は、取引相手方  $i$  に係る掛目

$M_i$  は、第百三十三条第一項に規定する実効マチュリティであつて  
取引相手方  $i$  に係る派生商品取引に係るものとする。この場合に  
おいて、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える  
場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年  
とする。」と読み替えるものとする。

$EAD_i^{total}$  は、取引相手方  $i$  に係るネットインギング・セットの与信相当額  
の割引現在価値

$M_i^{hedge}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方  $i$  に  
係る取引のマチュリティ

$B_i$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方  $i$  に係る  
取引の想定元本額の割引現在価値

$w_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク  
レジット・デフォルト・スワップに係る掛目

$M_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク  
レジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

$B_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク  
レジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2) 前項の  $w_i$  は、適格格付機関による付与された取引相手方  $i$  に係  
る格付に対応する信用リスク区分（第百二十七条第一項に掲げる主体  
以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）

に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

ウエイト率 (パーセント)	信用リスク区分
〇・七	1-1
〇・八	1-2
一・〇	1-3
二・〇	1-4
三・〇	1-5
十・〇	1-6

3 第一項の $\alpha_{i,t}$ は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4 第一項の $EAD_{i,t}$ は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方 $i$ に係るネットティング・セットごとに算出した額とする。

一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値

三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。



業日」とあるのは、「ネットインゲ・セット 五管業日」と読み替えるものとする。

### 第三節 簡便的リスク測定方式

(簡便的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の四 簡便的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。

(新設)

### 第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

(新設)

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

(新設)

第二百四十六条の五 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

- 一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 中央清算機関に係る清算基金
- 三 組合が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十六条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの(次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。)

(新設)

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット) 第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット」と読み替えるものとする。

一 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（組合が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{sm}^*$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{sm}^*$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式②を挿入】

$K_{sm}^*$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

（新設）



N は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DF は、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

DF<sub>CCP</sub> は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub> は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub> は、直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub> は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

A<sub>Net,i</sub> は、直接清算参加者 i に対する EBRM<sub>i</sub> の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,1</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,2</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$  は 当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号にお

（以下同じ。）

- 二 前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。
- 三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のネット・エクスポージャー方式を用いる。
- 四 前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式③を挿入】

- 五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

- 六 第二号の場合において、第七十五条第二項第一号ニ（第八十二条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

- 七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{corp}$ が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{corp}$ は $2A_{net,i}$ の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{can}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{can}$ ) を算出することを要する。

【算式④を挿入】

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金の額

$DF^*$ は、直接清算参加者 $i$ の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{can}$ ) を算出することを要する。

【算式⑤を挿入】

$IM$ は、当該適格中央清算機関に組合が拠出した当初証拠金の額

3 | 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑥を挿入】

$TB$ は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

$DF$ は、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の八 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(承認の基準)

第二百五十九条 行政庁は、第二百五十六条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、組合の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ〜ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オ

(新設)

(承認の基準)

第二百五十九条 行政庁は、第二百五十六条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一〜四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、組合のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ〜ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オ

ペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）において全て特定されていること。

六〇九（略）

十 先進的計測手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。

4・5（略）

附則

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合になる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用組合になる組合であって先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の農業協同組合法第十一条の二の規定に基づき、組合の経営の健全性を判断するための基準を定める件（以下「旧告示」という。）により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新

ペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）においてすべて特定されていること。

六〇九（略）

十 第二条及び第十条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。この場合においては、第二百十四条第二項の規定を準用する。

4・5（略）

附則

（移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則）

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合になる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用組合になる組合であって先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の農業協同組合法第十一条の二の規定に基づき、組合の経営の健全性を判断するための基準を定める件（以下「旧告示」という。）により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新

所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又は先進的内部格付手法採用組合になる組合のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用組合又は先進的計測手法採用組合になる組合に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第九条及び第十条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する組合以外の組合及び同項ただし書に規定する組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(株式会社等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法採用組合は、新告示第四百四十一条及び第四百十二条の規定にかかわらず、当該組合が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用組合が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー

所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えなければならない。ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又は先進的内部格付手法採用組合になる組合のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用組合又は先進的計測手法採用組合になる組合に関し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第九条及び第十条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する組合以外の組合及び同項ただし書に規定する組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(株式会社等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法採用組合は、新告示第四百四十一条及び第四百十二条の規定にかかわらず、当該組合が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用組合が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー

(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁・農林水産省告示第一号)第一条の規定による改正前の新告示第六条第一項又は新告示第十四条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該組合が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
4 (略)

(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(新告示第六条第一項又は新告示第十四条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該組合が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
4 (略)

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節〜第六節（略）</p> <p>第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百三十三条の二）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款〜第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第百五十四条―第百五十四条の五）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>第六章の二 CVAリスク</p> <p>第一節 算出方式（第百四十六条の二）</p> <p>第二節 標準的リスク測定方式（第百四十六条の三）</p> <p>第三節 簡便的リスク測定方式（第百四十六条の四）</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節〜第六節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 信用リスク・アセットの額の算出</p> <p>第一款〜第八款（略）</p> <p>第九款 その他資産等（第百五十四条）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第六章（略）</p> <p>（新設）</p>



第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百四十六条の五―第二百四十六条の八）

第七章 オペレーショナル・リスク（第二百四十七条―第二百六十四条）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 （略）

七の二 中央清算機関 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三 適格中央清算機関 組合が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を組合に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

（新設）

第七章 オペレーショナル・リスク（第二百四十七条―第二百六十四条）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 （略）

（新設）

（新設）

ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 金融機関のコア資本に係る基礎項目の額(次条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。)又はTier 1資本(国際統一基準のうち単体Tier 1比率又は連結Tier 1比率における分子たる自己資本をいう。)の額に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

九〇十六の二 (略)

十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ・ハ (略)

一八〇三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。)に對するエクスポージャー(ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。)をいう。

八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

イ (略)

ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品

ハ・ニ (略)

九〇十六の二 (略)

十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一項第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ・ハ (略)

一八〇三十四 (略)

三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これらに準ずるもの(以下「事業法人」という。)に對するエクスポージャーをいう。

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

へ〜チ (略)

リ 信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 金融機関（第七号ロに掲げる者を除く。次号イ(1)において同じ。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

三十六 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ〜ニ (略)

ホ 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

へ〜チ (略)

リ 信用保証協会等（信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）に規定する信用保証協会をいう。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。）及び漁業信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

三十七 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 第七号に規定する金融機関（同号ロに掲げる者を除く。）に対するエクスポージャー

ロ (略)

ハ 国際開発銀行に対するエクスポージャー（前号トに掲げるものを除く。）

ニ〜ヘ（略）

三十七の二 大規模規制金融機関等向けエクスポージャー 事業法人等向けエクスポージャーのうち、次に掲げる者に対するエクスポージャーをいう。

イ 大規模規制金融機関（次に掲げる者をいう。ロ(2)において同じ。）

- (1) 規制金融機関（金融機関、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）若しくは少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）若しくは第一種金融商品取引業者若しくはこれらに準ずる外国の者又は銀行持株会社、同条第十六項に規定する保険持株会社若しくは金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社若しくはこれらに準ずる外国の者をいう。以下この号、第五条第三項及び第十三条第四項において同じ。）であつてその連結貸借対照表の資産の部に計上した額が千億合衆国ドルに相当する額以上である者

- (2) (1)に掲げる者の子法人等（水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号。以下「令」という。）第九条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

ロ 非規制金融機関（金融業、保険業その他の業種に属する事業

ハ 国際開発銀行（前号トに掲げるものを除く。）に対するエクスポージャー

ニ〜ヘ（略）

（新設）

を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含む。）であつて、次に掲げる者以外のもの（金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすと認められる者と高い相関関係を有しないと認められる者を除く。）をいう。）

(1) 規制金融機関

(2) 大規模規制金融機関（規制金融機関を除く。）

三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十七の四 直接清算参加者 トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十七の五 間接清算参加者 直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十七の六 清算基金 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

三十八・三十九 (略)

四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであつて、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三十八・三十九 (略)

四十 その他リテール向けエクスポージャー 次のイ又はロに掲げるエクスポージャーのうち居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーに該当しないものであつて、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで

構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額及び漁業信用基金協会から保証事業の全部を譲り受け、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第六十九条第一項又は第二項の規定に基づく第三百四十六号第六十九条第一項又は第二項の規定に基づく契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等」という。)を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一〜五十二 (略)

五十三 適格債権担保 次の要件の全てを満たす債権であつて、内部格付手法採用組合に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等又は関連法人等(令第九条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十四〜五十七 (略)

構成されるプールに属し、かつ、当該プール単位で管理されているものをいう。

イ (略)

ロ イに該当しないエクスポージャーであつて、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額から信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額及び漁業信用基金協会から保証事業の全部を譲り受け、中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の規定に基づく契約を締結した者により保証されたエクスポージャーのうち、同条第六項に規定する保険金額に相当する部分の額(第三十九条第一項において「信用保証協会等により保証されたエクスポージャーの額等」という。)を控除した額が一億円未満のもの(当該控除した額が一時的に一億円以上となる場合を含む。)

四十一〜五十二 (略)

五十三 適格債権担保 次の要件を全て満たす債権であつて、内部格付手法採用組合に担保として供されたものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 債務者の子法人等(銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。)又は関連法人等(同条第三項に規定する関連法人等をいう。)その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十四〜五十七 (略)

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用  
組合又は当該内部格付手法採用組合の連結子法人等（組合の子法  
人等であつて、連結自己資本比率（第十条に規定する連結自己資  
本比率をいう。）の算出に当たり連結の範囲に含まれるものをい  
う。以下同じ。）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクス  
ポージャーをいう。

五十九～七十二（略）

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャ  
ッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャー  
の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由に  
より裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャ  
ーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミッ  
トメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下  
同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げ  
る性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ（略）

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるも  
のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続  
的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ～ト（略）

七十四～七十七（略）

七十八 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の信用リス

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用  
組合又は当該内部格付手法採用組合の連結子法人等（組合の子法  
人等（水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）  
以下「令」という。）第九条第二項に規定する子法人等をいう。  
以下同じ。）であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同  
じ。）が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャ  
ーをいう。

五十九～七十二（略）

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャ  
ッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャ  
ーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由に  
より裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャ  
ーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミッ  
トメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下  
同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げ  
る性質を全て満たすものをいう。

イ・ロ（略）

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるも  
のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続  
的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ～ト（略）

七十四～七十七（略）

（新設）

クに係る指標の市場変動によりCVA（派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。

七十九 国際統一基準 海外拠点（外国に所在する支店若しくは従たる事務所又は銀行業を営む外国の会社（総株主、総社員又は総出資者の議決権（以下「総株主等の議決権」という。）の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下この号において同じ。）を有する金融機関又は海外拠点を有する金融機関を子会社（法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする持株会社及びその子会社の自己資本比率基準をいう。

（単体自己資本比率の計算方法）

第二条 法第十一条の六第一項第一号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準（以下この章において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

（新設）

第二条 法第十一条の六第一項第一号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準（次条において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

（算式）

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）



信用リスク・アセットの額の合計額十パーセント以上シーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(自己資本の額)

第四条 第二条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額（再評価積立金を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）

二 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第二百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十二条第一項第三号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十四条に規定する期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を

信用リスク・アセットの額の合計額十パーセント以上シーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

(基本的項目)

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。第十二条第一項において同じ。）及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一 営業権に相当する額

二 企業結合により計上される無形固定資産（前号に該当するものを除く。第七条第二項において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評

控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(1) 無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額

(2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額

ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額

ハ 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額

ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

ホ 負債の時価評価（組合の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額

ヘ 前払年金費用の額

二 自己保有普通出資等の額

三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額

四 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額

価差額を含む。第七条第二項において同じ。）

三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

四 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第二百二十四条に定める期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2 前項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するものをいう（第七条第二項において同じ。）。

- 
- 五 特定項目に係る十パーセント基準超過額
- 六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額
- 3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
- 一 残余財産の分配について、組合の組合員又は会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。
  - 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
  - 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
  - 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
  - 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
  - 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの
-

でないこと。

七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもつて完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員資本又は会員資本として計上されるものであること。

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件

の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に乗せされる一定の金利又は配当率（第十二条第四項第四号において「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実に付いて、あらかじめ行政庁の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

- 
- ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
- (1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。
- (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の単体自己資本比率を維持することが見込まれること。
- 六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
- 七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
- イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。
- ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。
- ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。
- ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
- 八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当
-

の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。

九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整項目の額の算出方法)

第五条 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、組合が当該組合の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）をいい、処分未済持分（水産業協同

(補完的項目)

第五条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用組合にあつては、第二百二十六

組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第百十三條第二項第七号に規定する処分未済持分をいう。第十三條第二項において同じ。）又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（他の法人等（令第九条第二項に規定する法人等をいう。以下同じ。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第七條第二項第六号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。

2 前項に定める額を算出する場合において、組合が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

3 前條第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、組合が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）（以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率（第十條に規定する連結自己資本比率をいう。）を算出する組合にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、非累積的永久優先

條第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第二百二十六條第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数）を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金（内部格付手法採用組合においては第二百二十五條の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十三條において同じ。）

ロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャー

三 期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額  
負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであるこ



出資又はこれら以外の資本調達手段のうち単体自己資本比率（国際統一基準の単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するもの（以下この項において「その他資本調達手段」という。）のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。）を含む。）、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率（国際統一基準の単体自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第七条第二項第六号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該組合の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（組合又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次の各号に掲げる対象資本調達手段を除く。）の額とする。

- 一 組合が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段
- 二 漁業協同組合又は水産加工業協同組合が保有している漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の対象資本調達手段

4 前条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金金融機関等（組合がその総株主等の議決権の百分

と。

- ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
- ハ 事業を継続しながら当該組合内の損失の補てんに充当されるものであること。
- ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。
- 四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。第七条第二項において同じ。）
- 五 期限付優先出資

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

- 一 当該償還等を行った後において当該組合が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。
- 二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初

の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。第七項において同じ。)の対象普通出資等(対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの(みなし普通出資を含む。)をいう。以下この条及び第七条第二項第六号において同じ。)を組合が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。)における当該対象普通出資等(次の各号に掲げる対象普通出資等を除く。)の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額(前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 組合が保有している農林中央金庫の対象普通出資等

二 漁業協同組合又は水産加工業協同組合が保有している漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の対象普通出資等

5 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等(組合がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。以下この条において同じ。)の対象普通出資等(前項各号に掲げる対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。)を組

に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

合が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

6 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定

項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

7 | 第四項に定める額並びに第五項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、組合が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

8 | 第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から

除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第十三条第九項第二号において同じ。）により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

9 | 第五項第三号及び第六項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額  
繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額  
繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

10 | 第五項第三号及び第六項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場

合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

11 第三項及び第四項に定める額並びに第五項第一号及び第六項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

## 第六条 削除

### (控除項目)

第六条 第二条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の持分その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十六条第一項に規定する適格性の認定等に係る同法第六十一条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済農水産業協同組合である組合の資本調達手段（同項に規定する救済農水産業協同組合が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合にお

いて、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会が保有することとなった当該漁業協同組合又は水産加工業協同組合の資本調達手段を除く。）及び出資を受けた農林中央金庫又は漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会が出資者たる漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会又は漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合から受け入れた出資、劣後特約借入金又は永久劣後特約借入金を除く。以下この条及び第十四条において同じ。）（以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。）の額

二 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第百五十三条第二項第二号の規定により控除されることとなる額

三 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

四 第四百四十一条第一項第二号に定める PDLGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

五 第二百二十三条（第百一条及び第百十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額

2 | 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している組合の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額がある

ときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 前条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	前条第一項第一号から第三号までに掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額
二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第七条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用組合にあつては第十九条第一項に定めるものを、

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第七条 第二条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用組合にあつては第十九条に定めるものを、内部格



内部格付手法採用組合にあつては第百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあつては、その他資産（第百五十四条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に對して計上されているものに限る。）

二 債務保証見返勘定

三 期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証

四 派生商品取引に係る資産

五 有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

六 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第四条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

七 第四条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額に相当する部分

八 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第五条第十項の規定により同条第五項第三号又は第六項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、

付手法採用組合にあつては第百二十六条に定めるものをいう。

2 組合は、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあつては、その他資産に對して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、期限付劣後債務の取入れについて取入先の資金調達に際して組合が劣後保証を行っている場合の当該劣後保証に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3 組合は、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）

信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、

第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第九条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において、

信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二條の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二條の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二條の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二條の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四條第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用組合にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用組合にあっては標準的手法を含まない）をいい、先進的内部格付手法採用組合にあっては標準的手法を含まない。

信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第二條に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二條に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二條に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二條に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四條第一項各号に掲げる額及び第六條の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用組合にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用組合にあっては標準的手法を含まない）をいい、先進的内部格付手法採用組合にあっては標準的手法を含まない。

む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第四条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第四条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（連結自己資本比率の計算方法）

第十条 法第十一条の六第一項第二号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規

的内部格付手法採用組合にあつては標準的手法を含む。第十八条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百四十八条に規定する基礎的手法を含む。第十八条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第四条第一項各号に掲げる額及び第六条の定めるところにより控除される額の合計額から第五条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（算式）

第十条 法第十一条の六第一項第二号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規

定する基準（以下この章において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第十一条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、組合が法第十七条の十四第一項（法第九十六條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する会社又は法第八十七條の三第一項第一号から第五号まで若しくは第七号（これらの規定を法第百條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（第十三條第六項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五條第二項の規定を適用しないものとする。

定する基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額の合計額＋オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第十一条 連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に準じて作成することとする。ただし、組合が法第十七条の十四第一項（法第九十六條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する会社又は法第八十七條の三第一項第一号から第五号まで若しくは第七号（これらの規定を法第百條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる会社を子会社（法第十一条の六第二項（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（第十四條第一項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五條第二項の規定を適用しないものとする。

(自己資本の額)

第十二条 第十条の算式において、コア資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額（再評価積立金を含み、外部流出予定額を除く。）

二 コア資本に係る調整後少数株主持分の額

三 次に掲げる額の合計額

イ 一般貸倒引当金の額（当該額が第十条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用組合にあつては、第二百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

ロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第二百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあつては、当該乗じて得た額とする。）

2 | 第十条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

(基本的項目)

第十二条 第十条の算式において基本的項目の額は、組合員資本又は会員資本（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額及び次条第一項第五号に掲げるものを除く。）その他の有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一 営業権に相当する額

二 連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限る。）

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（前二号に該当するものを除く。第十六条第二項において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第十六条第二項において同じ。）

四 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。第十六条第二

- (1) 無形固定資産（のれんに係るもの限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であつて持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第十五条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんを含めて表示される差額に相当するもの）をいう。）をいう。第十六条第二項第五号において同じ。）を含む。）の額
- (2) 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額
- ロ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額
- ハ 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
- ニ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
- ホ 負債の時価評価（組合又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であつて自己資本に算入される額
- ヘ 前払年金費用の額
- 二 自己保有普通出資等の額
- 三 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額
- 四 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額
- 項において同じ。）
- 五 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
- 六 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額
- 2 前項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう（第十六条第二項において同じ。）。

- 
- 五 特定項目に係る十パーセント基準超過額
- 六 特定項目に係る十五パーセント基準超過額
- 3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
- 一 残余財産の分配について、組合の組合員又は会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。
  - 二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
  - 三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
  - 四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
  - 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
  - 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるもの
-



でないこと。

七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。

八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。

九 発行者の倒産手続に關し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十 払込金額が適用される企業会計の基準において組合員資本又は会員資本として計上されるものであること。

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること

二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ行政庁の確認を受けるものとなっていること。

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しの

ための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同  
以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻し  
の時以前に行われること。

(2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結  
自己資本比率を維持することが見込まれること。

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当  
該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行わ  
れていないこと。

七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たす  
ものであること。

イ 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定す  
ることができること。

ロ 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行と  
ならないこと。

ハ 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完  
全に利用可能であること。

ニ 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一  
切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に  
関するものを除く。）がないこと。

八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された剰余金の配当  
の限度額を超えない範囲内で行われるものであること。

九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算  
定されるものでないこと。

十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものではないこと。

十一 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

5 | 第二項第一号イ又はへに掲げる額を算出する場合において、これらの規定に掲げる額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定に掲げる額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる。

(調整後少数株主持分の額及び調整項目の額の算出方法)

第十三条 前条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等のうち金融機関又はパーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第三十五条及び第二百二十九条第二項第三号イにおいて同じ。)の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額(第二条の算式におけるコア

(補完的項目)

第十三条 第十条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、その合計額を第十条の算式の分母(内部格付手法採用組合にあっては、第二百二十六条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額)の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二

資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等（令第九条第二項に規定する親法人等をいう。第百六十八条第二項において同じ。）である組合の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にコア資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額を単体コア資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

一 当該特定連結子法人等の第二条の算式の分母の額に相当する額に四パーセントを乗じて得た額

二 第二条の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に四パーセントを乗じて得た額

2 前条第二項第二号に掲げる自己保有普通出資等の額は、組合又は連結子法人等が当該組合又は連結子法人等の普通出資等（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）をいい、処分未済持分又は自己優先出資に該当するものを除く。）を保有している場合（法人等であつて、連結自己資本比率の算出に当た

号ロに掲げる額については、第百二十六条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務、期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったもの）にあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 次に掲げるものの合計額

イ 一般貸倒引当金

ロ 内部格付手法採用組合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるもの

り連結の範囲に含まれない者（以下この条において「連結範囲外の法人等」という。）に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該普通出資等（次項及び第十六条第二項第五号において「自己保有普通出資等」という。）の額とする。

3 前項に定める額を算出する場合において、組合又は連結子法人等が自己保有普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

4 前条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額は、組合又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、非累積的永久優先出資又はこれら以外の資本調達手段のうち連結自己資本比率（国際統一基準の連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するもの（以下この項において「その他資本調達手段」という。）の

に限る。）

五 期限付優先出資及び期限付優先株

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である組合の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるもの限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該組合が十分な自己資本比率を維持することができるの見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である組合が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

いずれにも相当しない資本調達手段をいう。次項において同じ。）を含む。）  
、非累積的永久優先出資に相当するもの又はその他資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（国際統一基準の連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該組合又は連結子法人等の普通出資又は非累積的永久優先出資を保有していると認められる場合（組合若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次の各号に掲げる対象資本調達手段を除く。）の額とする。

一 組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫の対象資本調達手段

二 漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は連結子法人等が保有している漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の対象資本調達手段

5 | 前条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額は、少数出資金融機関等（組合及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機

関等をいう。第八項において同じ。）の対象普通出資等（対象資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に相当するもの（みなし普通出資を含む。）をいう。以下この条及び第十六条第二項第五号において同じ。）を組合又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項の場合を除く。）における当該対象普通出資等（次の各号に掲げる対象普通出資等を除く。）の額の合計額から少数出資に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 組合又は連結子法人等が保有している農林中央金庫の対象普通出資等

二 漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は連結子法人等が保有している漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会の対象普通出資等

6 前条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）の対象普通出資等（前項各号に掲げる対象普通出資等を除く。以下この項及び次項第一号において同じ。）を組合又は連



結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該組合又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第四項の場合を除く。）における当該対象普通出資等の額から特定項目に係る十パーセント基準額（前条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 当該組合及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等

ロ 連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該組合が法第十七条の十四第一項に規定する会社又は法第八十七条の三第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる会社（法第十七条の十四第一項に規定する会社にあつては同項第二号に掲げる業務を営むものに限る、法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社にあつては金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）を営むものに限る。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結

自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ及びロに掲げる者を除く。）

ニ 当該組合が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等（第十五条において「金融業務を営む関連法人等」という。）（イに掲げる者を除く。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

7 | 前条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等の対象普通出資等、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から前条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該

額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等の対象普通出資等の額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 特定項目に係る調整対象額に、繰延税金資産の額から前項第三号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

8 第五項に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、組合又は連結子法人等が少数出資金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通出資等と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象普通出資等があるときは、当該対象普通出資等を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

10 第六項第三号及び第七項各号並びに前条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第五項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額 繰延税金負債の額のうち当該額に繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額を繰延税金資産の額で除して得た割合を乗じて得た額

二 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額 繰延税金負債の額のうち前号に定める額を控除した額

11 第六項第三号及び第七項各号に掲げる額を算出する場合並びに前項の規定により繰延税金資産の額と繰延税金負債の額を相殺する場合には、繰延税金資産の額及び同項の規定により繰延税金資産の額と相殺される繰延税金負債の額は、評価・換算差額等に計上される項目に係るものが含まれないものとした場合の額とする。

12 第四項及び第五項に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、その時価評価差額が評価・

換算差額等の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通出資等又は対象資本調達手段の額とする。

第十四条 削除

(控除項目)

第十四条 第十条の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額
  - 二 組合又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額
  - イ 金融子会社であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの
  - ロ 当該組合が法第十七条の十四第一項に規定する会社又は法第八十七条の三第一項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる会社（法第十七条の十四第一項に規定する会社にあつては同項第二号に掲げる業務を営むもの）に限り、法第八十七条の三第一項第五号に掲げる会社にあつては金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）を営むものに限る。
- 以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結

- の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）
- ハ 当該組合が金融業務を営む会社を関連法人等（令第九条第三項に規定する関連法人等をいう。）としている場合における当該関連法人等（次条において「金融業務を営む関連法人等」という。）
- 三 第五十四条第二項第二号、第九十九条及び第一百五十三条第二項第二号の規定により控除されることとなる額
- 四 内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額
- 五 第四百四十一条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額
- 六 第二百二十三条（第一百一条及び第一百十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる額
- 2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している組合の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

(比例連結)  
 第十五条 金融業務を営む関連法人等について、次に掲げる要件の全てを満たす場合には、第十二条第二項、第十三条第四項から第九項まで及び次条第二項の規定にかかわらず、第十条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している組合及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において

(比例連結)  
 第十五条 金融業務を営む関連法人等について、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号に係る部分に限る。）にかかわらず、第十条の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している組合及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項において同じ。）の方

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 前条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるものの	前条第一項第一号から第三号までに掲げるものうち、補完的項目に入れないものの額
二 前条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 前条第一項第四号及び第五号に掲げるものうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

同じ。)により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該金融業務を営む関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主等の議決権に占める割合をいう。以下同じ。)に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

### 三 (略)

四 当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする組合が当該組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約その他これに類するものがないこと。

法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法(連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。)を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

一 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。以下この章から第四章までにおいて同じ。)(以下この項において「共同支配会社」という。)が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。

二 共同支配会社が前号に規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合(法人等の有する他の法人等の議決権が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合をいう。以下同じ。)に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。

### 三 (略)

四 当該組合が当該組合の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。



2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて連結自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 第十条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用組合にあっては第十九条第一項に定めるものを、内部格付手法採用組合にあっては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）

二 債務保証見返勘定

三 派生商品取引に係る資産

四 有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金

五 自己保有普通出資等、対象資本調達手段、対象普通出資等、無形固定資産（のれん相当差額を含む。）、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十二条第二項の規定によりコア資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

六 第十二条第五項の規定により繰延税金負債の額と相殺された額

2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ行政庁に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十六条 第十条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用組合にあっては第十九条に定めるものを、内部格付手法採用組合にあっては第二百二十六条に定めるものをいう。

2 組合は、営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、のれんに相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用組合にあっては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び第十四条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

に相当する部分

七 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）のうち第十三条

第十一項の規定により同条第六項第三号又は第七項第三号に掲げる額の算出の対象に含まれなかった部分

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の適格中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた適格中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、適格中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、適格中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

3 組合は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十条の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に掲げる期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該乗じて得た額から新所要自己資本の額を控除した額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十条の算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十条の算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いて

第十八条 内部格付手法採用組合は、次の各号に定める期間において、信用リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）を第十条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

2 先進的計測手法採用組合は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に二十五・〇を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十条に定める算式の分母に加えなければならない。

一・二（略）

3 前二項の規定にかかわらず、組合が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十条に定める算式の分母に加えなければならない。

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた

いる手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額及び第十二条第二項各号に掲げる額の合計額から同条第一項第三号に掲げる額を控除した額をいう。

（標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十九条 標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には

手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

6 第一項及び第二項の「新所要自己資本の額」とは、第十条に定める算式の分母の額に四パーセントを乗じて得た額、第十二条第一項各号に掲げる額及び第十四条の定めるところにより控除される額の合計額から第十三条第一項第二号に掲げる額を控除した額をいう。

（標準的手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十九条 標準的手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び

、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額（その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額とする。）又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三 第六章の三に定めるところにより算出した第二百四十六条の五各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）に係る信用リスク・アセットの額

2

標準的手法採用組合が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第百十三条の二の規定により算出する場合には、前

長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十四条及び第二百二十二条から第二百二十八条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合にはこれに従う。

項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、その法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第四十七条の二 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している法人等(営

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第三十五条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委員会定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(法人等向けエクスポージャー)

第三十六条 (略)

2 法人等向けエクスポージャーが無格付の場合、そのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。ただし、当該法人等が設立された国の中央政府の格付又はカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

(新設)

利を目的とする者に限り、その他金融機関等（単体自己資本比率（第二条に規定する単体自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあつては第五条第五項第一号に規定するその他金融機関等をいい、連結自己資本比率（第十条に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条及び次条において同じ。）を算出する場合にあつては第十三条第六項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）を除く。）に係る出資（令第十条第五項第三号に規定する出資をいう。）（次項及び第一百五十四条の二において「対象出資」という。）のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額（以下この条及び第一百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十条の算式における自己資本の額（以下この条及び第一百五十四条の二の規定の適用がないものとして算出した額とする。次項において同じ。）に十五パーセントを乗じて得た額をいう。第一百五十四条の二第一項において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

2 | 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における

自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十条の算式における自己資本の額に六十パーセントを乗じて得た額をいう。第百五十四条の二第二項において同じ。）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、千二百五十パーセントとする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第三項に規定する他の金融機関等（連結自己資本比率を算出する組合にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。）をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第四項に規定する他の金融機関等をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）の対象資本調達手段（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第三項に規定する対象資本調達手段をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第四項に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第百五十四条の三において同じ。）のうち、対象普通出資等（単体自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する対象普通出資等をいい、連結自己資本比率を算出する場合にあつては第十三条第五項に規定する対象普通出資等をいう。第百五十四条の三第一項において同じ。）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

（新設）



2 | 第二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第四十七条の四 第二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目(第五条第六項第一号又は第十三条第七項第一号に規定する特定項目をいう。第二百五十四条の四において同じ。)のうち第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十九条 (略)

2 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(新設)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十九条 (略)

2 標準的手法採用組合が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

(表略)

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の八パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(与信相当額の算出)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

- 一 クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャーに対する信用リスク削減手法として用いる場合

二 (略)

5 標準的手法採用組合は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 前項の規定にかかわらず、標準的手法採用組合は、信用リスク・アセットの額の算出において、与信相当額についてCVAの影響を

(注) 第一号に規定する求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であつて、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額(以下この注において「換算額」という。)の四パーセントに相当する額を下回るときは、当該下回る額を四パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(与信相当額の算出)

第五十条 (略)

2・3 (略)

4 標準的手法採用組合は、次の各号に定める場合には、クレジット・デリバティブについてこの条から第五十三条の六までの規定により与信相当額を算出することを要しない。

- 一 クレジット・デリバティブを当該標準的手法採用組合の保有するエクスポージャー(マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。)に対する信用リスク削減手法として用いる場合

二 (略)

(新設)

(新設)

勘案することができる。

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

2 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット(当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\Delta$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる $\Delta$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める $\Delta$ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta$ で加重平均した $\Delta$ を用いるものとする。

一〇三 (略)

3 標準的手法採用組合は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した $\Delta$ 又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した $\Delta$ のうち、所要自己資本が大きくなるものを用いなければならない。

4 標準的手法採用組合は、 $\alpha$ (第二項第一号に規定するものを用い、以下同じ。)について、次に掲げる要件を満たしている場合には

(期待エクスポージャー方式)

第五十三条 (略)

2 標準的手法採用組合が期待エクスポージャー方式を用いる場合には、ネットテイング・セット(当該ネットテイング・セットに含まれる担保については適格金融資産担保に限る。以下この条、第五十三条の三第十一号及び第百三十三条第七項において同じ。)ごとに、与信相当額は第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する $\Delta$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる実効 $\Delta$ は第三号に掲げる算式により算出される額とする。ただし、当該ネットテイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、第二号に定める $\Delta$ の算出に当たって、当該満期までの間に同号の $\Delta$ で加重平均した $\Delta$ を用いるものとする。

一〇三 (略)

(新設)

3 標準的手法採用組合は、前項第一号に規定する $\alpha$ について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる

、独自に推計することができる。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

一  $\alpha$ が、全ての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を $\Delta P E$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 $\Delta P E$ は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成する全ての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 $\Delta P E$ の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta P E$ で加重平均した $\Delta P E$ を用いるものとする。

（算式略）

二 全ての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 （略）

五  $\alpha$ が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

5 | 標準的手法採用組合は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この

。ただし、推計した $\alpha$ が一・二を下回るときは、 $\alpha$ は一・二とする。

一  $\alpha$ が、すべての取引相手方に対するエクスポージャーに係る経済資本（リスク管理、資本配賦、業績評価その他の内部管理において利用されている資本をいう。以下この項において同じ。）の額を $\Delta P E$ を融資残高とみなした場合の経済資本の額で除した値として推計されていること。この場合において、 $\Delta P E$ は次の算式により算出される値とする。ただし、ネットイング・セットを構成するすべての取引における最も長い満期が一年未満である場合には、 $\Delta P E$ の算出に当たって、当該満期までの間にこの号の $\Delta P E$ で加重平均した $\Delta P E$ を用いるものとする。

（算式略）

二 すべての取引相手方に係る取引又は取引のポートフォリオのエクスポージャーの額の推計において主要な要因を把握していること。

三・四 （略）

（新設）

4 | 標準的手法採用組合は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。次項において

条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P P E$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta P P E$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P P E$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6 標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する $\Delta P P E$ とする方法を使用することができる。

一 ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の $\Delta P P E$ に当該取引相手方に提供される全ての担保(日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。)の額を加えた額

二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうちいずれか大きい額を加えた額

イ  $\text{アドオン} = E[\max(\Delta M M, 0)]$

$E[\ ]$ は、 $[\ ]$ 内の期待値

$\Delta M M$ は、リスクのマージン期間(マージン・アグリーメント

に基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との

同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta P P E$ に代えて、 $\Delta P P E$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta P P E$ を計測する方法を使用することができる。

5 標準的手法採用組合は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に掲げる $\Delta P P E$ とする方法を使用することができる。

一 閾値(マージン・アグリーメントにおいて取引相手方に対して担保の提供の請求権が発生する当該取引相手方に対するエクスポージャーの額をいう。)に次の算式により算出されたアドオンを加えた額  
(算式略)

二 マージン・アグリーメントの影響がないと仮定した場合の $\Delta P P E$

$E P E$

取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。)内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受けた担保(コールされたもの及び係争中のものを除く。)による効果を反映した場合のネットティング・セットの現時点のエクスポージャーの額

ハ マージン・アグリーメントに基づき提供をし、又は提供を受ける担保による効果を反映した場合のネットティング・セットにおいて生じ得る最大のエクスポージャーの額

7) 前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 日々の値洗いにより担保の額が調整されるネットティング・セット  
ト 次のイからニまでに掲げるネットティング・セットの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のみから構成されるネットティング・セット(ロ又はハに該当するものを除く。) 五営業日

ロ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット 二十営業日

ハ 算出基準日(自己資本比率の算出を行う日をいう。以下同じ。)を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

(新設)

ニ イからハまでに掲げるネットテイング・セット以外のネットテイング・セット 十営業日

ニ Z日ごとの値洗いにより担保の額が調整されるネットテイング・セット F+N-Z-T

Fは担保の残高に於り繰上されるリスクのマージン期間

8 前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネットテイング・セットについて、担保額調整（エクスポートジャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じた場合には、次の連続する二の四半期の間は、当該ネットテイング・セットについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9 標準的手法採用組合は、ネットテイング・セットを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間<sup>10</sup>に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスポージャーの額が、当該取引相手方の PD と高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネットテイング・セットから除外しなければならない。

10 標準的手法採用組合は、取引相手方及び参照企業の間<sup>10</sup>に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセットの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの

（新設）

（新設）

（新設）

特性を勘案しなければならない。

11| 標準的手法採用組合は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

(新設)

12| 標準的手法採用組合は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができる。

(新設)

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第七十八条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットイング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができる。

二 当該相対ネットイング契約が、当該相対ネットイング契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三 当該相対ネットイング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四 当該相対ネットイング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13| 直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けト

(新設)



レード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットイング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

(承認の基準)

第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なストレステスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を少なくとも月に一回以上実施し、その実施手続を記載した書類を作成していること。

(承認の基準)

第五十三条の三 行政庁は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テストイング(過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエクスポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出される期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポージャー計測モデルの正確性の検定を行うこと)及びストレステスト(期待エクスポージャー計測モデルについて、将来のリスク・ファクターの変動に関する仮定を上回るリスク・ファクターの変動が生じた場合に発生する実際のエクスポージャーの額と期待エクスポージャーの差異に関する分析を行うこと)を行うこと。

二の二 期待エクスポージャー管理部署は、適切なバック・テスト  
イング（過去の期待エクスポージャー方式の適用対象となるエク  
スポージャーの額と期待エクスポージャー計測モデルから算出さ  
れる期待エクスポージャーの比較の結果に基づき、期待エクスポ  
ージャー計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。）を定期  
的に実施し、その実施手続、検証手続及びリスク指標の算出手続  
を記載した書類を作成していること。

二の三 期待エクスポージャー管理部署は、一般誤方向リスク（取  
引相手方の PD と一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関  
を持つことによりエクスポージャーの額が増加するリスクをいう  
。）及び個別誤方向リスクの特定、モニタリング及び管理を行う  
ための体制を整備していること。

### 三（略）

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独  
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後  
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変  
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に  
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ  
れが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見  
直されるための体制を整備していること。この場合において、当  
該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

（新設）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成し  
ていること。

### （新設）

### （新設）

### 三（略）

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独  
立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後  
定期的な、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変  
更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化に  
よって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそ  
れが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証  
は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ (略)

ロ 第二号の二に定めるバック・テストイングに加え、組合のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続(期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。)を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットインゲ・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十 十二 (略)

十二の二 適切な担保管理(担保の再利用に係るものを含む。)に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る

イ (略)

ロ 第二号に定めるバック・テストイングに加え、組合のポートフォリオと期待エクスポージャー計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 十二 (略)

(新設)

係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第四項各号に掲げる要件を満たしていること。

十四 派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案している場合には、第五十三条第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

(未決済取引)

第五十四条 (略)

2 標準的手法採用組合は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額(当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセ

十三  $\alpha$ を独自に推計している場合には、第五十三条第三項各号に掲げる要件を満たしていること。

(新設)

(未決済取引)

第五十四条 (略)

2 標準的手法採用組合は、非同時決済取引について、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額に、取引の相手方の種類に応じ、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額(当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額)を自己資本から控除する。

ントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 3 標準的手法採用組合は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められるときは、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該非同時決済取引の全てに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

- 第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

- 四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

- ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2、4―3又は6―3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)

- 3 標準的手法採用組合は、前項第一号の場合において、非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でないと認められる場合には、第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトに代えて、当該すべての非同時決済取引に百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる。

4 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

- 第六十四条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

- 四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

- ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)が2―2又は4―3以上であるもの

以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)

が5-3又は7-3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)

以上である短期の債券

五〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十四条又は第三十五条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十七条第一項の表を準用するものとする。次号及び第六十九条第一項第一号において同じ。)

が5-3以上である短期の債券

五〇七 (略)

(標準的ボラティリティ調整率)

第六十九条 標準的手法採用組合が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整(エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。)を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

1―2、1―3、 信用リスク区分が	適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等			残存期間	ボラティリティ調整率				
	1―1、2―1、 4―1、5―1、 6―1若しくは7 ―1の場合又は第 六十四条第三号に 該当する場合	5年超	1年超5年以 下		1年以下	〇・五	特定の発 行体の場 合（パー セント）	特定の発 行体以外 の発行体 であって 証券化エ クスポー クスポー ジャー以 外の場合 （パーセ ント）	証券化エ クスポー クスポー ジャーの 場合（パ ーセント
	1年以下				一	二	四	八	十六
					二	四	八	十六	十六
1―2、1―3、 信用リスク区分が	適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等			残存期間	ボラティリティ調整率				
	1―1、2―1、 4―1若しくは5 ―1の場合又は第 六十四条第三号の 条件を満たす場合	5年超	1年超5年以 下		1年以下	〇・五	特定の発行体 の場合 （パーセント	特定の発行体以 外の発行体の場 合 （パーセント）	
	1年以下				一	二	四	八	
					二	四	八	八	

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	全ての期間	2―2、4―2、 4―3、5―2、 5―3、6―2、 6―3、7―2若 しくは7―3の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	一年超五年以 下	三	六	十二
		五年超				
		六				
		十二				
						二十四

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際  
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ  
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう  
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方  
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラテイルテイ調整率の調整)  
第七十五条 (略)

信用リスク区分が 1―4又は2―3 の場合	すべての期間	2―2、4―2、 4―3、5―2若 しくは5―3の場 合又は第六十四条 第五号の条件を満 たす場合	一年超五年以 下	三	六
		五年超			
		六			
		十二			

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際  
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ  
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう  
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方  
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(ボラテイルテイ調整率の調整)  
第七十五条 (略)



2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整

」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間及び第一号イからニまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合には、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（二に該当するものを除く。） 十営業日

ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日  
ニ 流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットティング・セット 二十営業日

一の二 前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるい

2 前項に定める「最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整

」は、当該適格金融資産担保付取引に用いようとするボラティリティ調整率が前提としている保有期間が、第一号イからハまでに掲げる適格金融資産担保付取引の種類に応じてそれぞれにおいて定める期間（以下「最低保有期間」という。）に基づき、第二号の算式を用いて行うものとする。ただし、当該ボラティリティ調整率が前提としている保有期間が最低保有期間を上回る場合、最低保有期間によるボラティリティ調整率の調整を省略することができる。

一 最低保有期間は、次に掲げる取引の種類に応じ、それぞれにおいて定める期間とする。

イ レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの 五営業日

ロ その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの 十営業日  
ハ イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引 二十営業日

（新設）

ずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合は三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

二 (略)

3 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用)

第七十八条 標準的手法採用組合は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができるとができること。

二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

二 (略)

3 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用)

第七十八条 標準的手法採用組合は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由(取引相手<sup>が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務</sup>その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。)が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 (略)

(エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準)

第八十二条 (略)

254 (略)

5 標準的手法採用組合は、前項の規定にかかわらず、第七十五条第二項第一号二及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が格付を付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。)

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法採用組合が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用

第八十二条 (略)

254 (略)

(新設)

(保証人及びプロテクション提供者の適格性)

第九十七条 標準的手法採用組合が保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる主体以外の主体であつて、適格格付機関が4-2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの(被保証債権又は原債権の債務者の親会社、子会社及び関連会社を含む。)

(免責額の扱い)

第九十九条 標準的手法採用組合が信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるときは、当該標準的手法採用

組合は、当該水準に相当する額について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用組合が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用組合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

#### 第七節

間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャー

1の信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

組合は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第百一条 標準的手法採用組合がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転する場合において、当該標準的手法採用組合が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるときは、当該標準的手法採用組合は、当該留保した部分について第六章の規定を準用して取り扱わなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第百十条 (略)

2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用組合は、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(新設)

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十三条の二 標準的手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{T_m/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

T<sub>m</sub>は、第五十三条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットテイング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用)

第百二十条 内部格付手法採用組合は、全てのエクスポージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付

(新設)

(内部格付手法の適用)

第百二十条 内部格付手法採用組合は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付

手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合
- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の第二百二十六条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が、自己資本の額に十パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算

手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(適用除外)

第二百二十二条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が十パーセントを超える場合
- 二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が二パーセントを超える場合

2 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の十パーセントを超えない場合に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセッ

出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額を超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第二百二十三条 内部格付手法採用組合は、第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十七条第四項及び第六項の規定によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百一条第九項に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十二条第六項に定めるEL<sub>default</sub>にEADを乗じた額とする。

トの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十未満の発行体の株式等エクスポージャーにより構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない場合に限る。

(スロッシング・クライテリアの利用)

第二百二十三条 内部格付手法採用組合は、第二百二十七条第三項及び第五項に基づきスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

(期待損失額)

第二百二十四条 事業法人等向けエクスポージャー(第二百二十七条第三項及び第五項によりスロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権並びに第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)、リテール向けエクスポージャー(第二百二十九条に規定するダブル・デフォルト効果を勘案したものを除く。)及び第四百一条第九項に定めるPDL/GD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーのPD、LGD及びEADを乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第九十二条第六項に定めるEL<sub>default</sub>にEADを乗じた額とする。

2 第百二十七条第四項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第百二十七条第六項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期

2 第百二十七条第三項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

(表略)

3 第百二十七条第五項において、スロットティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーのEADに次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

(表略)

4 第百十条の規定は、前三項の規定による期待損失額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出なければならない」とあるのは「PD及びLGDを乗じて得た額を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEADを乗ずることにより、期待



待損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第四百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第四百四十一条第一項第二号に掲げる PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額及び第五百五十四条の二から第五百五十四条の四までの規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

- 二 内部格付手法採用組合が標準的手法を適用する部分につき、第十九条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用組合」とあ

損失額を算出しなければならない」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(内部格付手法採用組合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十六条 内部格付手法採用組合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 内部格付手法採用組合が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第四百四十九条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

- 二 内部格付手法採用組合が標準的手法を適用する部分につき、第十九条の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替え

るのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。

三| 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

四| 第六章の三に定めるところにより算出した第十九条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十七条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項の規定にかかわらず、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

3 内部格付手法採用組合は、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー(中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

4 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該

るものとする。

(新設)

(新設)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十七条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

(算式略)

(新設)

3 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該

内部格付手法採用組合が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クラテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）をいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

（表略）

5| (略)

6| 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クラテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EADをいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク

内部格付手法採用組合が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クラテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十九号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

（表略）

4| (略)

5| 内部格付手法採用組合は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百八十九条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クラテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを

・ウェイトを適用することができる。

(表略)

- 7| 第一百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

- 8| 第一百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「第一百十条」とあるのは「第一百二十七条第七項において読み替えて準用する第一百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リ

適用することができる。

(表略)

- 6| 第一百十条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを二千五百パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出なければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

- 7| 第一百十二条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「第一百十条」とあるのは「第一百二十七条第六項により読み替え後の第一百十条」と、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「「控除することができる」と、「信用リスク・アセット

スク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第二百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD及びLGDを適用することができる。

の額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」とあるのは「控除し、かつ、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの限度としてプロテクション提供者の所要自己資本率を適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第二百二十八条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法採用組合の場合)、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD

2 〽 4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者(保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四 〽 九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百三十一条に定めるLGD、第三百二十二条に定めるEAD及び第三百三十三条に定めるマチュ

及びLGDを適用することができる。

2 〽 4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第二百二十九条 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第三十四条若しくは第三十五条に掲げる主体又は保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。)若しくは外国保険業者(同条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。)のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四 〽 九 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるPD、第三百三十一条に定めるLGD、第三百二十二条に定めるEAD及び第三百三十三条に定めるマチュ

リテイ ( $K$ ) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブの  $K$  を用いるものとし、一年を下回ることはいできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 ( $K_{db}$ ) は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 ( $K_0$ ) は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 ( $R$ ) 及びマチュリティ調整 ( $G$ ) は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〜三 (略)

四 相関係数 ( $R$ ) は、第二百二十七条に定めるところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第三百三十二条 (略)

2〜5 (略)

6 内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合であつて、当該 EAD の算出に当たつて第五十三条に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エク

リテイ ( $K$ ) (ただし、保証又はクレジット・デリバティブの  $K$  を用いるものとし、一年を下回ることはいできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 ( $K_{db}$ ) は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 ( $K_0$ ) は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数 ( $R$ ) 及びマチュリティ調整 ( $G$ ) は、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一〜三 (略)

四 相関係数 ( $R$ ) は、第二百二十七条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定するところによる。

五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第三百三十二条 (略)

2〜5 (略)

(新設)

スポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間  
接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとする  
ことが出来る。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのパー  
ゼン期間。この場合において、同項第一号中「ネットインズ・セ  
ット 二十営業日」とあり、及び「ネットインズ・セット 十営  
業日」とあるのは、「ネットインズ・セット 五営業日」と読み  
替えるものとする。

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十条 (略)

255 (略)

6 第百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーで  
あって、内部格付手法採用組合が直接清算参加者として間接清算参  
加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清  
算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレ  
ド・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百四十一条 (略)

258 (略)

9 第一項第二号に掲げる「P/LGD方式」とは、株式等エクスポー

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十条 (略)

255 (略)

(新設)

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百四十一条 (略)

258 (略)

9 第一項第二号に定める「P/LGD方式」とは、株式等エクスポー



ジャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第四百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

ジャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGDは九十パーセント、マチュリティは五年とする。

10・11 (略)

12 前三項の規定にかかわらず、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスポージャーの額を控除することができる。

13 (略)

(購入債権における保証の取扱い)

第四百四十八条 保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方を全部又は一部保証している場合は、保証人(基礎的内部格付手法採用組合の場合、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。)に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすること

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第五百五十三条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該非同時決済取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該非同時決済取引の約定額をEADとし、取引の相手方の種類に応じ、第二百二十七条又は第二百三十六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合

ができる。

2 保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、保証人（基礎的内部格付手法採用組合の場合、デフォルト・リスクについては、第九十七条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）に対するリスク・ウェイトを被保証部分に係るリスク・ウェイトとする。

3～6 (略)

(未決済取引)

第五百五十三条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、非同時決済取引に係るエクスポージャーの取扱いについて、当該取引の相手方に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った場合であって、反対取引の決済が行われていないときは、次の各号に定めるところに従うものとする。

一 有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日から、反対取引の約定決済日の四営業日後までの期間は、当該取引の約定額をAADとし、取引の相手方の種類に応じ、第二百二十七条又は第二百三十六条の規定により算出された額を信用リスク・アセットの額とする。

二 反対取引の約定決済日の五営業日以降は、当該取引の約定額（当該取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再

には当該約定額及び再構築コストの合計額)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

3 内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該非同時決済取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該非同時決済取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない<sup>1)</sup>と認められる場合において、当該非同時決済取引の全てについて、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、第三百三十一条第一項又は第三百三十九条の規定にかかわらず、当該非同時決済取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

構築コストの合計額)を自己資本から控除する。

3 内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、同号の規定にかかわらず、非同時決済取引に係るエクスポージャーについて次の各号に定める取扱いを行うことができる。

一 当該取引の相手方に内部格付が付与されていない場合において、適格格付機関が付与する格付に対応するPDを用いること。

二 当該取引の約定額に第二十七条から第三十九条までに規定するリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

三 非同時決済取引に係るエクスポージャーの合計額が重要でない<sup>1)</sup>と認められる場合において、当該すべての非同時決済取引について、約定額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすること。

4 先進的内部格付手法採用組合は、前項第一号の場合において、第三百三十一条第一項又は第三百三十九条の規定にかかわらず、当該取引に係るエクスポージャーのLGDを四十五パーセントとすることができる。

5 (略)

(その他資産等の取扱い)

第百五十四条 (略)

2 第百二十七条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)をいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十四条の二 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)をいう。)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EAD)をいう。)に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)

第百五十四条の三 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセッ

第百五十四条 (略)

2 第百二十七条、第百三十四条から第百三十六条まで、第百四十一条、第百四十二条及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額(EAD)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(新設)

(新設)

トの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- 2| 第二百二十七条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち第五条第三項各号に掲げる対象資本調達手段又は第十三条第四項各号に掲げる対象資本調達手段の信用リスク・アセットの額は、当該対象資本調達手段に係るエクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

- 第二百五十四条の四 第二百二十七条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

- 第二百五十四条の五 損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければ

（新設）

（新設）

ばならない。

(特定貸付債権の取扱い)

第六十二条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる格付を第二百二十七条第四項及び第六項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第六十四条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

三 債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第六十八条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債

(特定貸付債権の取扱い)

第六十二条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、前項に掲げる格付を第二百二十七条第三項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第六十四条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

3～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第六十八条 (略)

2 内部格付手法採用組合は、事業法人等向けエクスポージャーの債

務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならぬ。ただし、内部格付手法採用組合が当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための追加的条件)

第二百十四条 内部格付手法を用いる組合については、内部格付手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していることを、当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

(削る)

務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならぬ。ただし、内部格付手法採用組合が当該事業体等の親法人等(銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等という)、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百十四条 内部格付手法を用いる組合については、第二条及び第十條の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

2 |

前項の場合においては、第五条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券(次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)」について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と、「〇・六二五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは「〇・六パーセント」と、第六条第二項中「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその他有価証券(第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当する

ものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第七条第二項中「その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「前条第一項に定める控除項目の額」と、第九条第一項中「二十五・〇」とあるのは「十二・五」と、第十三条第一項中「次の各号に掲げるもの」とあるのは「次の各号に掲げるもの及びその他有価証券(次条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、「〇・六二五パーセント」とあるのは「一・二五パーセント」と、「〇・三パーセント」とあるのは「〇・六パーセント」と、第十四条第二項中「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの」とあるのは「前条第一項第一号から第三号までに掲げるもの及びその他有価証券(第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額」と、第十六条第二項中「その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第十



(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー)

第二百二十三条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、

四条第一項に定める控除項目の額」とあるのは「第十四条第一項に定める控除項目の額」と、第十八条第一項中「二十五・〇」とあるのは「十二・五」と、同条第四項及び第五項中「四パーセント」とあるのは「八パーセント」と読み替えるものとする。

(証券化エクスポートジャーの控除項目)

第二百二十三条 次に掲げるものは控除項目とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポートジャー

二 (略)

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十四条 (略)

2 第四章第六節の規定は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第

6 — 5	6 — 4	(略)	(略)	千二百五十	(略)	(略)	<p>て、第八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)</p> <p>第二百二十五条 標準的手法採用組合が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。</p> <p>一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。</p> <p>イ オリジネーターのとき。</p>
6 — 5	6 — 4	(略)	(略)	自己資本控除	(略)	(略)	<p>八十九条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)</p> <p>第二百二十五条 標準的手法採用組合が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。</p> <p>一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。</p> <p>イ オリジネーターのとき。</p>

				ロ イ以外のとき。	
				(略)	
		千二百五十		(略)	
6 — 5					
				(略)	
		千二百五十		(略)	
7 — 4					
				(略)	
		千二百五十		(略)	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 一三 (略)

3 一七 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポ

				ロ イ以外のとき。	
				(略)	
		自己資本控除		(略)	
6 — 5					
				(略)	
		自己資本控除		(略)	
7 — 4					
				(略)	
		自己資本控除		(略)	

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

一 一三 (略)

3 一七 (略)

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の

ージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第九十七条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

9 (略)

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十七条 (略)

2 第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第八十九条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」と、第九十七条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十条 (略)

2、4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについては、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に並び、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 — 12	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

第二百三十条 (略)

2、4 (略)

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについては、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除とする。

(外部格付準拠方式)

第二百三十二条 内部格付手法採用組合が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に並び、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

8 — 12	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

二 短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

7   4	(略)	(略)	(略)
千二百五十			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

7   4	(略)	(略)	(略)
自己資本控除			

2・3 (略)

4 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

(指定関数方式)

第二百三十三条 (略)

2 (略)

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十二条 (略)

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

第六章の二 CVAリスク

第一節 算出方式

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十六条の二 組合は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 組合が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

第二百四十二条 (略)

2 第二百三十三条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

- (1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合
- (2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三 資金清算機関等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合にあつては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出することができる。

- 一 内部格付手法採用組合
- 二 先進的計測手法採用組合
- 三 期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項（第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合



を含む。)の承認を受けた組合

3| 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない組合が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてCVAリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ行政庁に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならぬ。

## 第二節 標準的リスク測定方式

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額(Ⅹ)とする。

【算式①を挿入】

$h$  は、保有期間 (ただし、 $h$  の値は一とする。)

$w_i$  は、取引相手方  $i$  に係る掛目

$M_i$  は、第三百三十三条第一項に規定する実効マチュリテイであつて

取引相手方  $i$  に係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

$EAD_i^{total}$  は、取引相手方  $i$  に係るネットインゲ・セットの与信相当額

(新設)

(新設)

の割引現在価値

$M_i^{hedge}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方  $i$  に  
係る取引のマチュリティ

$B_i$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方  $i$  に係る  
取引の想定元本額の割引現在価値

$w_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク  
レジット・デフォルト・スワップに係る掛目

$M_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク  
レジット・デフォルト・スワップのマチュリティ

$B_{ind}$  は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・ク  
レジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2 | 前項の  $w_i$  は、適格格付機関により付与された取引相手方  $i$  に係  
る格付に対応する信用リスク区分（第二十七条第一項に掲げる主体  
以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）  
に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6
ウエイト $w_i$ (パーセント)	0.7	0.8	1.0	1.0	3.0	10.0

3 | 第一項の  $w_{ind}$  は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワ  
ップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのク

<p>レジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。</p> <p>4 第一項の <math>EAD_{\text{net}}</math> は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める取引相手方<sup>一</sup>に係るネットテイング・セットごとに算出した額とする。</p> <p>一 カレント・エクスポージャー方式を用いる場合 第四章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額の割引現在価値</p> <p>二 標準方式を用いる場合 第五十二条に規定する与信相当額の割引現在価値</p> <p>三 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十三条第二項に規定する与信相当額</p>
<p>5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。</p> $\text{(割引現在価値)} = \frac{5 \times M_s}{5 \times M_s} / (0.05 \times M_s) \times (1 - \text{EXP}(-0.05 \times M_s))$
<p>6 <math>M_s</math> は、対応する <math>M_s</math>、<math>M_{\text{photo}}</math> 又は <math>M_{\text{ind}}</math></p> <p>第一項の規定によりCVAリスク相当額を算出する場合には、次に掲げる取引であつてCVAリスクのヘッジを目的とするものに限る。CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。</p> <p>一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ</p> <p>二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップ</p>

三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD

<sup>7</sup> (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。)を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットティング・セットのEA<sub>total</sub>とするることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tmは、第五十三条第七項の規定を準用して算出したリスクのパーセント期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

第三節 簡便的リスク測定方式

(簡便的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十六条の四 簡便的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、第二百四十六条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に

(新設)

(新設)

十二パーセントを乗じて得た額とする。

第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

(新設)

(中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百四十六条の五 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各

号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

(新設)

一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二 中央清算機関に係る清算基金

三 組合が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十六条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの(次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。)

(中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット)

(新設)

第二百四十六条の六 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは、「組合」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポ

ージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレー  
ド・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする  
。また、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リス  
ク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定  
を準用する場合において、第五十三条第七項第一号中「イからニま  
で」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とある  
のは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」  
と、第七十五条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の  
困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を  
含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千  
件を超えたネットティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保  
又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット」と  
読み替えるものとする。

- 一 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク  
スポージャー（組合が間接清算参加者である場合において、直接清  
算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能と  
なった場合に、組合への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清  
算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。）の信用リ  
スク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレ  
ード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとす  
る。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の七 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

- 一 リスク・センシティブ手法
- 二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式②を挿入】

$K^*_{CM}$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第八号及び第九号において同じ。）

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

$DF$  は、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した

(新設)

当初証拠金の額を加えた額

$IM_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

$DF_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した清算基金

$A_{Net,i}$  は、直接清算参加者  $i$  に対する  $EBRM_i$  の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,1}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

$A_{Net,2}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二 前号におけるエクスポージャーの額は、第七十九条及び第八十条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十一条のネット・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十一条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式③を挿入】



五 第三号の場合において、第五十一条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十二条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十五条第二項第一号二（第八十二条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 $DF_{corp}$  が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの  $DF_{corp}$  は  $A_{Net}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{can}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{can}$ ) を算出することを要する。

【算式④を挿入】

$DF_{*i}$  は、当該適格中央清算機関に対する組合の未拠出の清算基金の額

$DF_{*i}$  は、直接清算参加者  $i$  の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額

( $K_{am}$ ) を算出することを要する。

【算式⑤を挿入】

IMは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑥を挿入】

JEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に組合が拠出した清算基金の額

(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十六条の八 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(承認の基準)

第二百五十九条 行政庁は、第二百五十六条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みが

(新設)

(承認の基準)

第二百五十九条 行政庁は、第二百五十六条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準(第三項第十号を除く。)に適合し、かつ、第三項第十号及び第五項に掲げる内容に適合する

あるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、組合の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。

ハ～ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）において全て特定されていること。

六～九 (略)

十 先進的計測手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。

4・5 (略)

見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

2 (略)

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ (略)

ロ 内部損失データには、組合のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータがすべて含まれていること。

ハ～ホ (略)

ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）においてすべて特定されていること。

六～九 (略)

十 第二条及び第十条の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。この場合においては、第二百十四条第二項の規定を準用する。

4・5 (略)

## 附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合になる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用組合になる組合であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の水産業協同組合法第十六条の四に基づき主務大臣が定める漁業協同組合等の経営の健全性の基準を定める件(以下「旧告示」という。)により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式に加えなければならぬ。ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又は先進的内部格付手法採用組合のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用組合又は先進的計測手法採用組合になる組合に關し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第九条及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

## 附 則

(移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則)

第七条 平成二十年三月三十一日前に基礎的内部格付手法採用組合になる組合並びに平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用組合になる組合であつて先進的内部格付手法の使用の開始の直前まで改正前の水産業協同組合法第十六条の四に基づき主務大臣が定める漁業協同組合等の経営の健全性の基準を定める件(以下「旧告示」という。)により自己資本比率を計算している組合及び平成二十年三月三十一日に先進的計測手法採用組合になる組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式に加えなければならぬ。ただし、当該基礎的内部格付手法採用組合になる組合又は先進的内部格付手法採用組合のうち、平成二十年三月三十一日の後に先進的内部格付手法採用組合又は先進的計測手法採用組合になる組合に關し、先進的内部格付手法又は先進的計測手法の使用の開始の日以降については、これに代えて、新告示第九条及び第十八条の規定の適用を受けるものとする。

(表略)

2 前項本文に規定する組合以外の組合及び同項ただし書に規定する組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を八パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法採用組合は、新告示第四百四十一条及び第四百四十二条の規定にかかわらず、当該組合が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用組合が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件(平成二十五年金融庁・農林水産省

2 前項本文に規定する組合以外の組合及び同項ただし書に規定する組合は、新告示第九条及び第十八条に代えて、次の表の上欄に掲げる期間について、旧所要自己資本の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額を四パーセントで除して得た額を自己資本比率の算式の分母に加えることができる。

(表略)

3・4 (略)

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十一条 内部格付手法採用組合は、新告示第四百四十一条及び第四百四十二条の規定にかかわらず、当該組合が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの期間から当該内部格付手法採用組合が選択する日(以下「基準日」という。)において保有するエクスポージャー(基準日に取得する約定を行ったエクスポージャーを含む。)のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 新告示第一条第八号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合(新告示第六条第一項又は第十四条第一項に該当する場合を除く。)

告示第一号) 第二条の規定による改正前の新告示第六条第一項又は第十四条第一項に該当する場合を除く。)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属する全ての財産又は当該法人の保有する全ての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該組合が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿つて運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
く  
4 (略)

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であつて、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該組合が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数(市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。)に沿つて運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。

2  
く  
4 (略)

三 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融  
農林水産省庁告示第四号）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章の三（略）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例 （第二百七十九条の十四）</p> <p>第八章 オペレーショナル・リスク（第二百八十条―第二百九十七 条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 金融機関のTier1資本の額に算入される資本調達手段と 同様の仕組みの金融商品</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章の三（略）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第八章 オペレーショナル・リスク（第二百八十条―第二百九十 七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 金融機関のTier1資本の額又は基本的項目に算入される 資本調達手段と同様の仕組みの金融商品</p>

ハ・ニ (略)

九〇七十六 (略)

(普通出資等Tier1資本の額)

第五条 (略)

2 第二条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ〜ヘ (略)

ト 退職給付に係る資産の額

二〇七 (略)

3 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 (略)

二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。

四 発行者(出資を受けた者を含む。以下この項において同じ。)が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

ハ・ニ (略)

九〇七十六 (略)

(普通出資等Tier1資本の額)

第五条 (略)

2 第二条第一号の算式において、普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 次に掲げる額の合計額

イ〜ヘ (略)

ト 前払年金費用の額

二〇七 (略)

3 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 (略)

二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。



五〇十 (略)

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 (略)

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。

十四 (略)

4 (略)

(その他Tier1資本の額)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)をいう。

一〇十四 (略)

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が

五〇十 (略)

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 (略)

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 (略)

4 (略)

(その他Tier1資本の額)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。))に該当するものを除く。)をいう。

一〇十四 (略)

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が

講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。次条第四項第十号、第十八条第四項第十五号及び第十九条第四項第十号において同じ。）に該当する場合は、この限りでない。

5  
(略)

(Tier 2資本の額)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇九 (略)

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担

講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5  
(略)

(Tier 2資本の額)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier 2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier 1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一〇九 (略)

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担する

することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資に該当する場合は、この限りでない。

5  
(略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第四十一条及び第三百三十一条の二第二項第三号イにおいて同じ。))の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額に相当する額をいう。以下この号において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通

こととなる場合は、この限りでない。

5  
(略)

(調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第八条 第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等(連結子法人等(特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。))のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)を含む。)の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。)の少数株主持分相当普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額(特定連結子法人等の単体普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額(第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。))のうち当該特定連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)をいう。以下この号において同じ。)のうち次に掲げる額の

出資等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

二 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分相当Tier1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部

いずれか少ない額に普通出資等Tier1資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。

イ 当該特定連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に七パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該特定連結子法人等に関連するものの額（当該特定連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に七パーセントを乗じて得た額

二 第六条第一項第四号に掲げるその他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額は、連結子法人等の少数株主持分相当Tier1資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る基礎項目の額及び同条第二号の算式におけるその他Tier1資本に係る基礎項目の額（第十八条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあつては、これに相当する額とする。以下この項において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負

分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額に相当する額をいう。以下この号において同じ。）のうち当該連

債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額にTier1資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当Tier1資本に係る基礎項目の額を単体Tier1資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額から、第五条第一項第三号に掲げる額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に八・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に八・五パーセントを乗じて得た額

三 前条第一項第四号に掲げるTier2資本に係る調整後少数株主持分の額は、連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額及び第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る基礎項目の額（第十九条第一項第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいい、当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては

結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下、第五条第一項第三号及び第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額に相当する額に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に相当する額に関連するものの額をいう。）に十・五パーセントを乗じて得た額

2  
5  
(略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機

、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に総自己資本に係る第三者持分割合（連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額を単体総自己資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下、第五条第一項第三号及び第六条第一項第四号に掲げる額の合計額を控除した額とする。

イ 当該連結子法人等の第二条各号の算式の分母の額（当該連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。ロにおいて同じ。）に十・五パーセントを乗じて得た額

ロ 第二条各号の算式の分母のうち当該連結子法人等に関連するものの額（当該連結子法人等の同条各号の算式の分母の額に関連するものの額をいう。）に十・五パーセントを乗じて得た額

2  
5  
(略)

6 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機

関等の普通出資の額は、農林中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第十条第二項第一号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（農林中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認め

関等の普通出資の額は、農林中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（以下この章において「他の金融機関等」という。）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（普通出資（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（農林中央金庫若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における

られる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通出資に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(農林中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。))の対象資本調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む、前項各号の場合を除く。)における

当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通出資に相当するものの額とする。

二 第六条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

7 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(農林中央金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。))の対象資本調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む、前項各号の場合を除く。)における



る当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定

る当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定

めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者をいう。）の対象資本調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

イ（二）（略）

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

めるところにより算出した額とする。

一 第六条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（次に掲げる者又はこれに準ずる外国の者をいう。）の対象資本調達手段を農林中央金庫又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に該当するものの額とする。

イ（二）（略）

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に該当するものの額とする。

9 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 (略)

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ラ

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 (略)

10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二

イツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

11・12 (略)

13 第九項第三号及び第十項各号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

14 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ〜ホ (略)

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(

号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

11・12 (略)

13 第九項第三号及び第十項各号並びに第五条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額(同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。)があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

14 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

イ〜ホ (略)

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産(

<p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(普通出資等Tier1資本の額) 第十七条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十七条の三第一項又は第二百四十七条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)</p> <p>三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産</p>
<p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(普通出資等Tier1資本の額) 第十七条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>二 特定取引勘定を設けた場合において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等(規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産(証券化取引を目的として保有している資産及び第二百四十七条の三第一項又は第二百四十七条の四第一項に規定するCVAリスク相当額の算出に反映された取引を除く。以下同じ。)</p> <p>三 特定取引勘定を設けていない場合において第二条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イからトまでに定めるもの並びに農林中央金庫及び連結子法人等における特定取引等に係る資産</p>

3 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 (略)

二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。

四 発行者(出資を受けた者を含む。以下この項において同じ。)が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五 十 (略)

十一 現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 (略)

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づきつくものであること。

十四 (略)

4 (略)

(その他Tier1資本の額)

3 第一項の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

一 (略)

二 残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。

三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと。

四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

五 十 (略)

十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十二 (略)

十三 総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。

十四 (略)

4 (略)

(その他Tier1資本の額)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。)をいう。

一〇十四 (略)

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資に該当する場合は、この限りでない。

5 (略)

(Tier2資本の額)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又はその他Tier1

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資(前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。)をいう。

一〇十四 (略)

十五 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 (略)

(Tier2資本の額)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通出資又はその他Tier1

資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。

一〇九 (略)

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合若しくは公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合又は当該資本調達手段が優先出資に該当する場合は、この限りでない。

5 (略)

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 (略)

2 (略)

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、農林中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者

資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。

一〇九 (略)

十 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5 (略)

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 (略)

2 (略)

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び前条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、農林中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者



を除く。) (以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの(みなし普通出資(普通出資、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。))を含む。以下この条において同じ。))、その他Tier 1資本調達手段に相当するもの又はTier 2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫の普通出資、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合(農林中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。))における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通出資に相当するものの額とする。

を除く。) (以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(普通出資(みなし普通出資(普通出資、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段(規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第十四条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。))をいう。))を含む。以下この条において同じ。))、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に農林中央金庫の普通出資、その他Tier 1資本調達手段又はTier 2資本調達手段を保有していると認められる場合(農林中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。))における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通出資に該当するものの額とする。

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額

二 第十八条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

三 前条第二項第二号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額は、意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

4 第十七条第二項第四号、第十八条第二項第三号及び前条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金金融機関等（農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額

(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。)の対象資本調達手段を農林中央金庫が

(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 前条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

5 第十八条第二項第四号及び前条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第十八条第二項第四号に掲げるその他Tier1資本調達手段の額は、その他金融機関等(農林中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等又はこれに準ずる外国の者をいう。)の対象資本

保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額とする。

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 （略）

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基

調達手段を農林中央金庫が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて農林中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。）のうちその他Tier1資本調達手段に該当するものの額とする。

二 前条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に該当するものの額とする。

6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

二 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限り。）の額から特定項目に係る十パーセント基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

三 （略）

7 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基

準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

8・9 (略)

準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。次号において同じ。）及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。をいう。以下この号において同じ。）の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

二 特定項目に係る調整対象額に、無形固定資産の額から前項第二号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

三 (略)

8・9 (略)

10 第六項第三号及び第七項各号並びに第十七条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び農林中央金庫における特定取引等に係る資産

四 (略)

10 第六項第三号及び第七項第三号並びに第十七条第二項第一号ロに掲げる額を算出する場合において、繰延税金資産の額及びこれに関連する繰延税金負債の額（同条第四項の規定により相殺された額を除く。以下この項において同じ。）があるときは、次の各号に掲げる繰延税金資産の額の区分に応じ、当該額と当該各号に定める額を相殺することができる。

一・二 (略)

11 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 (略)

二 特定取引勘定を設けた場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号イからトまでに定めるもの及び特定取引勘定の資産

三 特定取引勘定を設けていない場合において第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号イからトまでに定めるもの及び農林中央金庫における特定取引等に係る資産

四 (略)

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二條 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

- 一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

二 特定取引勘定を設けていない場合 農林中央金庫における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は

(マーケット・リスク相当額の合計額)

第二十二條 第十四条各号の算式においてマーケット・リスク相当額の合計額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第七章に定めるところにより算出するものの合計額とする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）並びにレポ形式の取引のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができる。この場合において、レポ形式の取引の取引相手方に対する信用リスクについては、別途信用リスク・アセットの額の算出対象とすることを要する。

- 一 特定取引勘定を設けた場合 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

二 特定取引勘定を設けていない場合 農林中央金庫における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は

財産（第十七条第二項第二号から第六号まで、第十八条第二項第

一号から第四号まで又は第十九条第二項各号に掲げる額に該当する部分を除く。）

（農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 次節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十六条の五及び第二百二十三条から第二百二十九条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委

財産

（農林中央金庫が標準的手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十五条 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十六条の五及び第二百二十三条から第二百二十九条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

三 (略)

2 (略)

(第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー)

第四十一条 第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、その第一種金融商品取引業者がバーゼル銀行監督委



員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十六条の四 (略)

2～4 (略)

5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta R_{i,t}$ の算出において、当該担保による効果を勘案した $\Delta R_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta R_{i,t}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～13 (略)

員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準(金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。)の適用を受ける場合に限り、前条の規定に従うものとする。経営管理会社についても、同様とする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十六条の四 (略)

2～4 (略)

5 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta R_{i,t}$ の算出において、当該担保の効果を勘案した $\Delta R_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta R_{i,t}$ を計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～13 (略)

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十六条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十六条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十六条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(一般貸倒引当金の配分)

第百二十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、信用リスク管理指針に別段の定めがあるときは、当該信

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第百十六条の二 農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十六条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA\*は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード

・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十六条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットインング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(一般貸倒引当金の配分)

第百二十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、信用リスク管理指針に別段の定めがあるときは、当該信

用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 (略)

二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適用する部分につき、第二十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)  
第三百三十一条 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、ボラティリティ

用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

(内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二百二十九条 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 (略)

二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に標準的手法を適用する部分につき、第二十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と読み替えるものとする。

三 第六章の二に定めるところにより算出したCVAリスク相当額

四 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)  
第三百三十一条 (略)

2・3 (略)

4 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、ボラティリティ

の高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百九十条に定める要件を満たさないときは、第一項の規定にかかわらず、農林中央金庫が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットディング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）をいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十三号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

（表略）

5 (略)

6 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百九十条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットディング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）をいう。）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満

の高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権のPDの推計について第百九十条に定める要件を満たさないときは、第一項の規定にかかわらず、農林中央金庫が付与する格付（以下「内部格付」という。）を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットディング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十三号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

（表略）

5 (略)

6 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第百九十条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロットディング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は

である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7 第百十三条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、同条中「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と、第一項及び第四項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十一条の二 (略)

、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(表略)

7 第百十三条の規定は、前各項の規定による信用リスク・アセットの額の算出において準用する。この場合において、「農林中央金庫が標準的手法を採用した場合」とあるのは「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合」と、第一項及び第三項において準用する場合に「リスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「所要自己資本率を百パーセントを上限として合計し、これに当該クレジット・デリバティブのEAD及び千二百五十パーセントを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、信用リスク・アセットの額及び期待損失額を八パーセントで除して得た額の合計額が、当該クレジット・デリバティブのEADに千二百五十パーセントを乗じて得た額を超える場合は、当該超える額を信用リスク・アセットの額から控除することができる」と読み替えるものとする。

8 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百三十一条の二 (略)

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3・4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十四条 (略)

2〇5 (略)

6 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であ

2 前項に規定する追加的要件は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 保証人又はプロテクション提供者が、第四十条若しくは第四十一条に掲げる主体又は保険会社若しくは外国保険業者（保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）のうち信用リスクの削減を目的とする保証又はクレジット・デリバティブを業として行っている者であり、かつ、次のイからハまでに掲げる条件の全てを満たすこと。

イ バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令を含む。）の適用を受けていること又は適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であること。

ロ・ハ (略)

四〇九 (略)

3・4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十四条 (略)

2〇5 (略)

6 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であ

つて、当該 EAD の算出に当たつて第五十六条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とする)とができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tm は、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットインヅ・セット」二十営業日とあり、及び「ネットインヅ・セット」十営業日とあるのは、「ネットインヅ・セット」五営業日と読み替えるものとする。

(その他資産等の取扱い)

第百五十五条 (略)

2 第百三十条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD をいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十五条の二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポー

つて、当該 EAD の算出に当たつて第五十六条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エクスポージャーに係るものに限る。)に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とする)とができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tm は、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットインヅ・セット」二十営業日とあり、及び「ネットインヅ・セット」十営業日とあるのは、「ネットインヅ・セット」五営業日と読み替えるものとする。

(その他資産等の取扱い)

第百五十五条 (略)

2 第百三十条から前条まで及び前項のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額 (EAD をいう。)に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(重要な出資のエクスポージャー)

第百五十五条の二 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポー

ヤーの額 (EADをいう。) に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EADをいう。) に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百五十五条の三 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EADをいう。) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十七条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (B) とする。

ヤーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

2 前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)

第百五十五条の三 農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあつては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額 (EAD) に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十七条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出するCVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (B) に十二・五を乗じて得た額とする。



(算式略)

2～6 (略)

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD

$D_{out}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け  
トレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより  
生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る  
ものに限る。)を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定  
める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットティング・セットのEA  
 $D_{out}$  とする。及びがびきん。

$$\text{掛目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tmは、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクの  
マージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング  
・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット  
十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と  
読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十七条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVA  
リスク相当額は、第二百四十九条の承認を受けて用いる内部モデル  
に基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

一・二 (略)

2～7 (略)

(算式略)

2～6 (略)

7 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD

$AD_{out}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け  
トレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより  
生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る  
ものに限る。)を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定  
める額に次の掛け目を乗じた額を、当該ネットティング・セットのE  
 $AD_{out}$  とする。及びがびきん。

$$\text{掛け目} = \sqrt{(Tm/10)}$$

Tmは、第五十六条の四第七項の規定を準用して算出したリスクの  
マージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング  
・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十  
営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替  
えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百四十七条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出するCVA  
リスク相当額は、第二百四十九条の承認を受けて用いる内部モデル  
に基づき算出した次に掲げる額の合計額に十二・五を乗じて得た額  
とする。

一・二 (略)

2～7 (略)

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十七条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

1 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式②を挿入】

$K_{CM}^*$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 (第八号及び第九号において同じ。)

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数 (第八号及び第九号において同じ。)

$DF$  は、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を除く。) に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

$IM_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した当初証拠金 (第九号において同じ。)

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)

第二百四十七条の八 (略)

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

1 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

【算式②を挿入】

$K_{CM}^*$  は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額 (第八号及び第九号において同じ。)

$N$  は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数 (第八号及び第九号において同じ。)

$DF$  は、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$  は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金 (債務不履行参加者の清算基金を除く。) に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$  は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者  $i$  に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

$IM_i$  は、直接清算参加者  $i$  が拠出した当初証拠金 (第九号において同じ。)

DF<sub>i</sub> は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

A<sub>Net,i</sub> は、直接清算参加者 i に対する EBRM<sub>i</sub> の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,1</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,2</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二・三 (略)

四 前号の場合において、第五十六条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

**【算式③を挿入】**

五・六 (略)

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF<sub>CCP</sub> が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの DF<sub>CCP</sub> は  $\sum_i A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の

DF<sub>i</sub> は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

A<sub>Net,i</sub> は、直接清算参加者 i に対する EBRM<sub>i</sub> の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,1</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,2</sub> は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

$\sum_i A_{Net,i}$  は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二・三 (略)

四 前号の場合において、第五十六条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

**【算式③を挿入】**

五・六 (略)

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、DF<sub>CCP</sub> が当該区分ごとに分別管理されていない場合は、当該区分ごとの DF<sub>CCP</sub> は  $\sum_i A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の

合計額 ( $DF_{cm}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式④を挿入】

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する農林中央金庫の未抛出の清算基金の額

$DF^*$ は、直接清算参加者*i*の未抛出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未抛出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式⑤を挿入】

IMは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が抛出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑥を挿入】

TIEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が抛出した清算基金の額

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る

合計額 ( $DF_{cm}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式④を挿入】

$DF^*$ は、当該適格中央清算機関に対する農林中央金庫の未抛出の清算基金の額

$DF^*$ は、直接清算参加者*i*の未抛出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未抛出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cm}$ ) を算出することを要する。

【算式⑤を挿入】

IMは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が抛出した当初証拠金の額

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式⑥を挿入】

TIEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に農林中央金庫が抛出した清算基金の額

(新設)

特例

(特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例)

第二百七十九条の十四 第五百五十五条の三の規定は、マーケット・リスク相当額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあっては、第三百三十条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「前六節の規定にかかわらず」と、「に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額」とあるのは「のマーケット・リスク相当額」と、「当該エクスポージャーの額 (EAD をいう。)」とあるのは「当該部分の額」と、「二百五十パーセント」とあるのは「二十パーセント」と読み替えるものとする。

(新設)

四 農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年農林水産省令告示第十二号）

<p>改正後</p>	<p>附則</p> <p>（適用日前における農林水産大臣及び金融庁長官の承認に係る経過措置）</p> <p>第九条 新告示第八条第十二項又は第二十条第九項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

## 附則

### (適用時期)

第一条 この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。ただし、第三条中農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第五条第三項、第六条第四項第十五号、第七条第四項第十号、第十八条第四項第十五号、第十九条第四項第十号、第二十五条第一項第二号、第二百二十九条第三号、第二百四十七条の三第一項及び第二百四十七条の四第一項の改正規定並びに第四条中農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件附則に一条を加える改正規定は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

### (資本調達手段等に係る経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧農協告示」という。）第二条又は第十条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十三条の二第二項に規定する回転出資金を含む。）であつて第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新農協告示」という。）第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新農協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積永久優先出資のいずれにも該当しないもの（この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前に発行又は払込みされたもの）に限り、次条第一項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第五条第二項及び第十条第一項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新農協告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第一項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる期限付劣後債務又は旧農協告示第五条第一項第六号若しくは第十三条第一項第六号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新農協告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新農協告示第十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧農協告示第五条第一項第四号から第六号まで

又は第十三条第一項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧農協告示第五条第一項第四号から第六号まで又は第十三条第一項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	九十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十一年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント



2 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧農協告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

3 第二条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧漁協告示」という。）第二条又は第十条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十九条の二第二項に規定する回転出資金を含む。）であつて第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新漁協告示」という。）第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新漁協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行又は払込みされたもの）に限り、次条第二項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第五条第四項及び第十条第二項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新漁協告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日）をいう。次条第二項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。以下この項及び次項において同じ。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧漁協告示第五条第一項第四号若しくは第十三条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧漁協告示第五条第一項第五号若しくは第十三条第一項第五号に掲げる額の合計額から同条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当

該旧漁協告示第五条第一項第四号及び第五号又は第十三条第一項第四号及び第五号に掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。)をいう。)に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等(旧漁協告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。)を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

(公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置)

第三条 旧農協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新農協告示第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新農協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、その全額を新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 旧漁協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新漁協告示第四条第三項又は第十二条第三項の普通出資及び新漁協告示第四条第四項又は第十二条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないものうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額(償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。)については、その全額を新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

(土地再評価差額金に係る経過措置)

第四条 旧農協告示第五条第一項一号又は第十三条第一項一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額

に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第十項、第十三条第十一項、第十九条第一項第一号及び第二百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第五條第十項</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）</p>
<p>第十三條第十一項</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）</p>
<p>第十九條第一項第一号及び第二百五十四条の五</p>	<p>時価による評価替え又は再評価</p>	<p>時価による評価替え</p>

3 旧漁協告示第五条第一項第一号又は第十三条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第十項、第十三条第十一項、第十九条第一項第一号及び第二百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

<p>第五条第十項</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）</p>
<p>第十三条第十一項</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目</p>	<p>評価・換算差額等に計上される項目（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）</p>
<p>五 第十九条第一項第一号及び第百五十四条の</p>	<p>時価による評価替え又は再評価</p>	<p>時価による評価替え</p>

（少数株主持分に係る経過措置）

第五条 新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新農協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

<p>適用日から起算して六年を経過する日までの期間</p>	<p>百パーセント</p>
<p>平成三十二年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>九十パーセント</p>
<p>平成三十三年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間</p>	<p>八十パーセント</p>

平成三十四年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	七十パーセント
平成三十五年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	五十パーセント
平成三十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成三十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	三十パーセント
平成三十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成四十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	十パーセント

2 新農協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新農協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧農協告示第十三条第一項第五号又は第六号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3 新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、同項の規定により新漁協告示第十二条第一項第二号に掲げるコア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して十五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4 新漁協告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等のうち新漁協告示第十三条第一項に規定する特定連結子法人等以外のものの少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している旧漁協告示第十三条第一項第四号又は第五号に掲げるもの及び適格旧資本調達手段に係るものを除く。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第二条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第十条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（コア資本に係る調整項目に係る経過措置）

第六条 新農協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

2 新農協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧農協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新農協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧農協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3 新漁協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入することができる。

4 新漁協告示第四条第二項各号及び第十二条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧漁協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目又は控除項目に該当する部分の額については、新漁協告示第二条又は第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧漁協告示第二条又は第十条の算式における基本的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

(自己保有普通出資等に係る経過措置)

第七条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第一項及び第十三条第二項の規定の適用については、新農協告示第五条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・農林水産省告示第一号）附則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第三項並びに第十三条第二項及び第四項において同じ。）」と、新農協告示第十三条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新漁協告示第五条第一項及び第十三条第二項の規定の適用については、新漁協告示第五条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁・

農林水産省告示第一号) 附則第二条第三項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第三項並びに第十三条第二項及び第四項において同じ。」と、新漁協告示第十三条第二項中「普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。)又は非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。)」とあるのは「普通出資(同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。)、非累積的永久優先出資(同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。)」又は適格旧資本調達手段」とする。

(意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置)

第八条 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第三項及び第十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

2 適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第三項及び第十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

(特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置)

第九条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新農協告示第五条第六項第一号及び第十三条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新農協告示第五条第六項第一号及び第十三条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置)

第十条 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新農協告示第四十七条の三又は第百五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち組合が適用日において保有するものについての新農協告示第四十七条の三又は第百五十四条の三の規定の適用については、組合がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする



適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百
平成二十七年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	百五十
平成二十九年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	二百

2 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新農協告示第一条第七号に規定する金融機関、新農協告示第一条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社（次項において「最終指定親会社」という。）が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新農協告示第四十七条の三及び第五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

3 適用日から起算して五年を経過する日までの間における新農協告示第四十七条の三又は第五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち組合が適用日において保有するものについての新農協告示第四十七条の三又は第五十四条の三の規定の適用については、組合がその保有を継続している場合限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

4 前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新農協告示第一条第七号に規定する金融機関、新農協告示第一条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新農協告示第四十七条の三及び第五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

（適用日前における行政庁の承認に係る経過措置）

第十一条 新農協告示第五条第八項又は第十三条第九項に規定する行政庁の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

2 新農協告示第五条第八項又は第十三条第九項に規定する行政庁の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において

、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

【算式①】

$$\text{所要自己資本額}(K) = 2.33 \times h^{0.5} \times \left( \sum_i 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i) - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind} \right)^2 + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i)^2)^{0.5}$$

【算式②】

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K^*_{CM}$$

$$K^*_{CM} = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF'_{CM} & \text{if } DF' < K_{CCP} & \text{(i)} \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF' & \text{(ii)} \\ c_1 \cdot DF'_{CM} & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} & \text{(iii)} \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF'_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF'_{CM}$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF' / K_{CCP})^{0.3}} ; 0.16\% \right\}$$

【算式③】

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン} + 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

【算式④】

$$K_{CM} = \left[ 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right] \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF^*_i} \cdot K^*_{CM}$$

【算式⑤】

$$K_{CM} = \left[ 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right] \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K^*_{CM}$$

【算式⑥】

$$\text{Min} \left\{ (2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE \right\}$$